

竹田市 人権教育・ 啓発基本計画 【改定版】



令和3年3月
竹田市

目次

第1章 計画の改定にあたって	1
1 計画改定の趣旨	1
2 人権をめぐる社会的な動向	1
(1) 国際的な動向	1
(2) 国内の動向	2
(3) 大分県の動向	3
(4) 竹田市における取組	4
3 計画の概要	5
(1) 基本計画の性格	5
(2) 計画の期間	5
第2章 計画の基本的な考え方	6
1 計画の目標	6
2 計画の基本的視点	6
(1) あらゆる場での人権教育・啓発	6
(2) 態度や行動に結びつく人権教育・啓発	6
(3) 交流を促し、人権尊重の地域づくりをめざす人権教育・啓発	6
(4) 変化する社会に対応するための人権教育・啓発	7
(5) 支え合う環境をつくる人権教育・啓発	7
第3章 様々な人権問題の現状と施策の方向性	8
1 部落差別問題	8
2 男女共同参画にかかると人権	13
3 子どもの人権	17
4 高齢者の人権	21
5 障がい者の人権	24
6 外国人の人権	27
7 医療をめぐる人権	29
8 性的マイノリティの人権	32
9 情報化社会にかかると人権	34
10 様々な人権問題	37

第4章 人権教育・啓発の推進	39
1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進.....	39
(1) 就学前における人権教育・啓発.....	39
(2) 学校における人権教育・啓発	40
(3) 家庭における人権教育・啓発	40
(4) 地域社会における人権教育・啓発.....	41
(5) 企業における人権教育・啓発	42
2 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進.....	42
(1) 市職員.....	42
(2) 教職員.....	43
(3) 福祉・保健関係者	43
(4) 医療関係者.....	44
(5) 議員・農業委員など	44
3 人権教育・啓発の効果的な推進に向けた体制整備.....	45
(1) 学習の場の提供と内容の充実	45
(2) 人材の育成.....	45
(3) 教材の整備.....	45
(4) 連携体制の整備.....	46
(5) 相談支援体制の充実	46
第5章 計画の推進体制.....	47
1 推進体制	47
2 連携体制の強化.....	47
3 計画の評価・見直し.....	47
資料編.....	48

第1章 計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

我が国では、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、人権^{※1}に関する法制度の整備や諸施策の推進が図られています。日本国憲法第11条では基本的人権の享有について規定されており、第13条では個人の尊重（尊厳）、幸福追求権及び公共の福祉について規定されています。

各自治体については「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12（2000）年12月、以下「人権教育・啓発推進法」）において、地方公共団体の人権教育・啓発に関する責務が定められており、それに対する取組が求められています。

このことを踏まえ、本市では、市民一人ひとりがあらゆる場面でお互いを尊重しあい、個性を發揮できる人権尊重の社会を目指して、平成19（2007）年10月に「竹田市人権教育・啓発基本計画」を策定し、各種施策の推進を図ってきました。

しかしながら、近年では社会情勢の変化や国民の価値観の多様化により、人権問題についても複雑多様化している状況です。人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、人権を無視した雇用問題等の発生が社会問題となっています。学校でのいじめや女性・子ども・高齢者・障がいのある人等、社会的弱者に対する暴行・虐待の増加に加え、人権を無視した雇用問題やインターネットによる人権侵害、性自認等に対する差別、外国人に対する差別等、人権に関する新たな問題もクローズアップされています。

これらの状況を踏まえ、本市では、国・県の指針及び国際的な状況との整合性を図りながら、本市が令和元（2019）年に実施した「令和元年度竹田市人権に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」）の結果を踏まえ、今後の本市における人権教育・啓発の新たな指針として、「竹田市人権教育・啓発基本計画（改定版）」を策定しました。

2 人権をめぐる社会的な動向

（1）国際的な動向

20世紀、二度にわたる世界大戦を経験し、その反省と世界の平和と安全を維持するとともに、人種、性、言語及び宗教による差別をなくすことなどを目的として、昭和23（1948）年に国際連合（以下「国連」という。）総会で採択された「世界人権宣言」は、世界の人権に関する規律の中で最も意義あるものとされています。

その後、国連は「世界人権宣言」を実効性のあるものとするため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」をはじめ「国際人権規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「児童の権利に関する

※1：人権

全ての人間が生まれながらにして持っている権利で、人間が人間らしく生きるための、誰からも侵されない基本的な権利。日本国憲法では、基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられるとし、国家及び全ての国民に基本的人権を守ることを求めている。

条約（子どもの権利条約）」などの人権に関する条約を採択し、重点的な人権課題の解決に「国際婦人年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」などの国際年を決議して、世界の人々に人権尊重、差別撤廃を呼びかけました。

さらに国連は、平成6（1994）年の第49回総会において、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年を「人権教育のための国連10年」とする決議とその行動計画を採択し、平成16（2004）年の総会では、人権教育を国際社会が協力して取り組むよう「人権教育のための世界計画」を開始する決議が採択されました。平成17（2005）年1月から平成19（2007）年12月までの3か年を第一段階と定め、初等・中等学校制度における人権教育の推進に取り組むこととし、このための行動計画案が提示されました。平成22（2010）年から平成26（2014）年までを第二段階とする行動計画が提示され、高等教育と教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権研修に重点を置くこととされました。さらに、平成27（2015）年1月から平成31（2019）年12月までの第三段階では、第一段階と第二段階の実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進することを重点に置いています。

このほか、持続可能な共生社会を作っていくために、平成17（2005）年から平成26（2014）年までを、自然環境問題はもとより、経済や政治に関する法や制度の改善などとともに、貧困や人権、女性差別、戦争・紛争など、様々な課題に向きあい解決していく力を育むための「国連持続可能な開発のための教育の10年」を採択し、各地で取り組みを進めることとしています。「国連持続可能な開発のための教育の10年」では、「世界中の人びとや将来の世代までもが安心して暮らせる社会」を実現するために、地球温暖化や酸性雨などの「環境問題」、人権侵害や異文化間の衝突などの「社会的問題」、貧富格差をはじめとする「経済的な問題」等の解決が不可欠であるとされています。これらの問題の解決には民族や国境の壁を乗り越え、人びとが互いの価値観や人権を尊重する意識や感覚を育てていくことが重要とうたわれています。

このように、国連では、重要な人権課題についての集中的な取り組みとして、「国際の10年」や「国際年」といった取り組み、12月10日の「人権デー」といった「国際デー」などの活動が展開されています。

（2）国内の動向

わが国においては、昭和22（1947）年に、基本的人権の尊重を理念の一つとする「日本国憲法」が施行され、「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。（第14条）」と規定するなど、すべての人々の基本的人権を、侵すことのできない永久の権利として保障しています。

また、あらゆる差別の解消をめざす国際社会の一員として、昭和54（1979）年の「国際人権規約」、平成7（1995）年の「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」など、人権に関する数多くの条約を批准して問題の解決に取り組んできました。

そして、平成9（1997）年に「人権擁護施策推進法」が施行され、同年には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定され、あらゆる場における人権教育の推進や、女性、子どもをはじめとする人権重要課題への対応など、具体的な取組が示されました。

平成12（2000）年には、人権の擁護に資することを目的に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発に関する施策の推進にあたり、国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされ、平成14（2002）年3月に策定された基本計画に基づき、国は人権教育の指導方法等のあり方を中心に検討を行い、平成20（2008）年3月までに3次にわたって「人権教育の指導方法等の在り方について」が取りまとめられました。さらに、平成23（2011）年4月には、基本計画に、「北朝鮮当局による拉致問題など」に関する事項が追加されました。

現在、啓発活動強調項目として、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者とその家族、インターネットを悪用した人権侵害、アイヌの人々、ホームレス、性的指向を理由とする偏見や差別、性同一性障がいを理由とする偏見や差別、北朝鮮当局による人権侵害問題、人身取引、東日本大震災に起因する偏見や差別の17項目が取り上げられ多岐にわたっています。

また、子ども、高齢者、障がいのある人及び外国人に対する虐待防止のための法律や、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備として、平成23（2011）年の「障害者基本法」の改正や、平成25（2013）年以降「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「いじめ防止対策推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ_{※1}解消法）」の制定など、様々な人権を具体的に保障するために、法改正をはじめとした個別の分野にかかる法律の整備や人権尊重の取組が進められています。

（3）大分県の動向

大分県では、これまで部落差別問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療をめぐる人権、さまざまな人権の個別分野ごとに、それぞれの課題解決のために各種施策に取り組んできました。

大分県における総合的な人権施策は、『「人権教育のための国連10年」大分県行動計画』（以下「県行動計画」という。）の取組が挙げられます。国連10年が採択され、国が国内行動計画を策定したことを受け、県は平成10（1998）年3月に県行動計画を策定し、教育・啓発をはじめとする取組を行ってきました。

国連10年の取組は平成16（2004）年12月までに期限が終了することや、教育・啓発法で地方公共団体の責務が規定されたことを踏まえ、平成16（2004）年7月には「県行動計

※1：ヘイトスピーチ

憎悪に基づく差別的な言動。人種や宗教、性別、性的指向など自ら能動的に変えることが不可能な、あるいは困難な特質を理由に、特定の個人や集団をおとしめ、暴力や差別をおおるような主張をすること。

画」期間満了後に係る人権施策の基本的方向の検討とそれに対する意見や提案を行う「大分県人権尊重社会づくり推進審議会」（以下「審議会」という。）を設置しました。

平成 15（2003）年 9 月に「人権問題に関する県民意識調査」を実施し、この調査結果や審議会の意見を踏まえて、人権施策を総合的に推進するため平成 17（2005）年 1 月に大分県人権施策推進本部を設置し、基本計画を策定しました。さらに、以後の 5 年間を目標期間とし基本計画を具体化するための実施計画、人権施策推進本部の取組について単年度ごとの進行管理を行う「職務推進行動計画」、教材整備指針等の各種指針及び市町村への推進要請基準となるガイドラインを策定し、人権を尊重する社会の確立を目指した取組を行いました。

また、このような取組を踏まえ、平成 20（2008）年 12 月には、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるため、「人権条例」を制定し、平成 21（2009）年 4 月に施行しています。

これまでの基本計画、実施計画、職務推進行動を整理し、平成 22（2010）年には、人権条例に基づき、基本計画を継承しつつ、これまでの成果と新たな課題を踏まえた基本方針及び基本方針を具体化するための実施計画（平成 22 年度～平成 26 年度）を策定、平成 27（2015）年に基本方針の改定、実施計画の再策定（平成 27 年度～平成 31 年度）を行い、人権が尊重される社会づくりを総合的に推進しています。

（4）竹田市における取組

本市では、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権擁護を図り、差別のない平和で明るくやさしい地域社会の実現に寄与することを目的として、平成 17（2005）年に「竹田市部落差別等あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例」（令和元（2019）年に一部改正）を制定し、様々な取り組みを進めています。

平成 19（2007）年には、本市のあらゆる人権問題への対応と人権教育の推進に向けた指針として、「竹田市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。それに基づいて、人権に関する講演会や学習学級、各種研修といった啓発活動を推進するとともに、人権侵害による被害者の相談や支援の充実に努めています。

また、平成 21（2009）年より、「竹田市人権教育・啓発基本計画実施計画」を 5 年ごとに策定することとし、より具体的な取組内容の検討・整理や、新たな人権課題への対応などに取り組んでいます。

さらに、「男女共同参画計画」、「地域福祉計画」、「高齢者福祉計画」、「障がい者計画」、「子ども・子育て支援事業計画」といった本市が策定した各計画の中でも、人権尊重を目的とした取組を設けるなど、様々な立場の市民の権利が守られるように、各分野で人権に関連する施策の推進を図っています。

3 計画の概要

(1) 基本計画の性格

本計画は、「人権教育・啓発推進法」第5条の趣旨を踏まえたものであり、「竹田市部落差別等あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例」と整合性を保ちつつ、本市の人権教育・啓発の推進に関する施策をまとめたものです。

(2) 計画の期間

本計画においては決められた期間は設けず、定期的な計画の進捗状況の評価や市民への意識調査を行い現状の把握に努めるとともに、関係法令等の改正や社会情勢の変化等に対応しつつ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標

本計画は、「竹田市部落差別等あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例」の目的である「部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権擁護を図り、もって差別のない平和で明るくやさしい地域社会の実現に寄与すること」を目標とし、本市における人権尊重社会の実現を目指します。

2 計画の基本的視点

本計画では、以下の5つを計画の基本的視点とし、計画の目標を達成するために様々な取り組みを推進することとします。

(1) あらゆる場での人権教育・啓発

人権を尊重する社会を実現するためには、市民一人ひとりが人権の意義や人権尊重の必要性について理解することが必要です。

このため、すべての市民がいつでも、どこでも、誰もが人権問題について学び、そして身近な問題として取り組めるような環境づくりに努めます。

また、昨今の社会環境に適応するため、ICT_{※1}等を活用した人権教育・啓発の環境整備に向けて検討を進めます。

(2) 態度や行動に結びつく人権教育・啓発

人権を尊重する社会は、人権についての市民一人ひとりの学びが日常生活において具体的な態度や行動に活かされる社会であるといえます。

このため、市民一人ひとりが、家庭や地域社会、職場等、生活の場から身近な人権問題に気づき、解決に向けての知識や態度を身につけられるような環境づくりに努めます。

(3) 交流を促し、人権尊重の地域づくりをめざす人権教育・啓発

人権を尊重する社会づくりの主役は、社会を構成する市民一人ひとりです。市民どうしが支え合い、これまで築き上げてきた地域のコミュニティを基礎に、市民と行政が協働して人権尊重の社会づくりに取り組むことが求められています。

市民一人ひとりが人権尊重についての認識を共有し、様々な問題を解決していくため、地域の力を活かす人権教育・啓発を推進します。

※1：ICT

「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

(4) 変化する社会に対応するための人権教育・啓発

国際化が進むこれからの社会においては、異なる文化・考え方を排斥するのではなく、その違いを認め、互いに理解し合うことで、共存し、新しい価値観を生み出していくという考え方が必要です。人それぞれの違いを理解し、多様性を認め合う心を育み、連帯を深め、共に生きる豊かな人間関係を築くことができる社会を目指します。

(5) 支え合う環境をつくる人権教育・啓発

困ったことや悩み事があるときはいつでも誰かに相談できるという環境づくりが必要です。市は、国や県、関係団体と連携し、人権が侵害されて苦しむ人に寄り添い、問題解決に迅速に取り組む体制の構築を推進します。



第3章 様々な人権問題の現状と施策の方向性

我が国では、基本的人権の尊重を基本理念の一つとする「日本国憲法」の下で、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られ、かつ、国連が採択した「国際人権規約」「人種差別撤廃条約」「女子差別撤廃条約」「児童の権利に関する条約」などの人権関係諸条約を批准し、国として人権を尊重する社会づくりを進めています。

しかし、いまだに人権問題が終息を迎えることはなく、さらに、近年の社会情勢の変化や情報伝達手段の発達により、かねてより存在する問題に併せて、インターネット上の人権侵害や外国人の人権問題、性的少数者の問題など、新たにクローズアップされている問題が顕在化している状況です。

このような状況の中、本市では様々な人権問題の解消に向け、庁内関係各課と連携を密にとりながら、人権教育・啓発に関する取組を推進します。

1 部落差別問題

(1) 背景・経緯

昭和 35 (1960) 年に「同和対策審議会設置法」が制定され、同和対策審議会が設置されました。昭和 37 (1962) 年に同和対策審議会が全国の同和地区の実態調査を行い、昭和 40 (1965) 年には「同和対策審議会答申^{※1}」が出されました。その答申では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」と述べられています。さらに、「これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」としています。

昭和 44 (1969) 年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、国は国策として同和対策事業を推進することとなり、その後 33 年間にわたり「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「地対財特法」という。)等に基づき、地域改善対策(特別対策)事業を実施してきました。

平成 8 (1996) 年には地域改善対策協議会より「地域改善対策協議会意見具申」が出され、特別対策の終了と一般対策への移行の方向性が示されました。その中では、今後の施策の基本的な方向として「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」や「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」等が示されました。

平成 12 (2000) 年には、差別意識解消を目指し「人権教育・啓発推進法」が制定され、人権教育・啓発推進の基盤となっています。

平成 14 (2002) 年 3 月に「地対財特法」は失効し、国策としての同和対策事業は終了しましたが、その後は各自治体によって地域の実情に応じた施策が適宜適切に実施されることになりました。

※1：同和対策審議会答申

昭和 36 年 12 月 7 日内閣総理大臣が、同和対策審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方針」について諮問し、その後約 4 年をかけて審議を行い、昭和 40 年 8 月 11 日に答申したものを。

同答申は、戦後の同和行政の大きな指針となったものであり、その中で、同和問題の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題であると述べている。

平成 28 (2016) 年 1 2 月には、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的に「部落差別解消推進法」が施行されました。その中で国や地方公共団体の責務が示され、「教育・啓発の推進」「相談体制の充実」「実態調査」等の更なる取組が求められています。

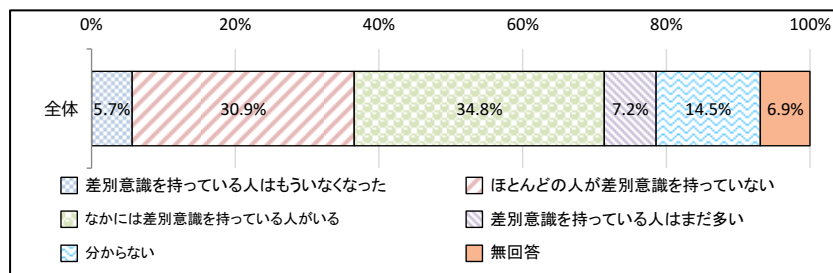
(2) 本市の現状と課題

市民意識調査の結果では、部落差別問題（同和問題）での差別意識を持っていないと思う人（「差別意識を持っている人はもういなくなった」+「ほとんどの人が差別意識を持っていない」）は、いまだに 36.6%にとどまっています。まだいる（なかにはいる+まだ多い）と思っている人は 42.0%おり、いないと思っている人を 5.4 ポイント上回っています。

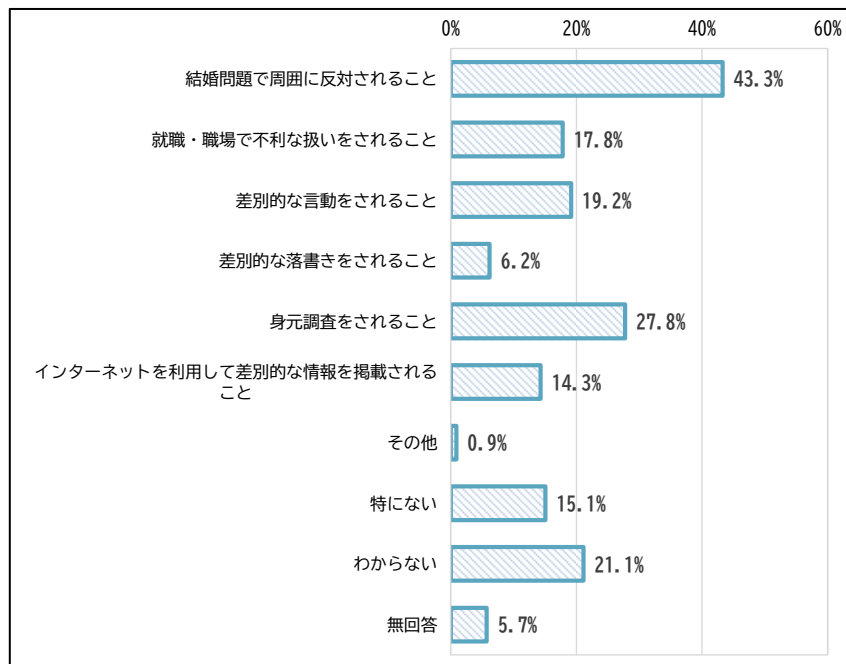
また、現在も部落差別問題（同和問題）として最も問題となるのは、「結婚問題で周囲に反対されること」で 43.3%、次いで「身元調査をされること」27.8%となっています。

お子さんが被差別部落の人と結婚する場合の対応については、「被差別部落の人かどうかは関係ない、そのことで反対などしない」が 40.1%で最多となっていますが、結婚に消極的もしくは反対の回答は 3 割を超え、「分からない」との回答は 2 割を超えており、今だ部落差別問題（同和問題）に対する正しい認識は不足していることがうかがえます。

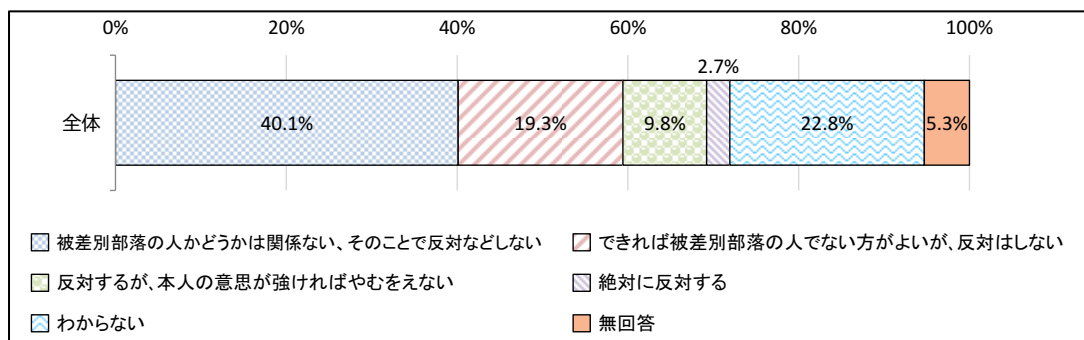
【差別意識を持った人の有無について】



【現在あると思う、部落差別問題（同和問題）に関する人権問題】



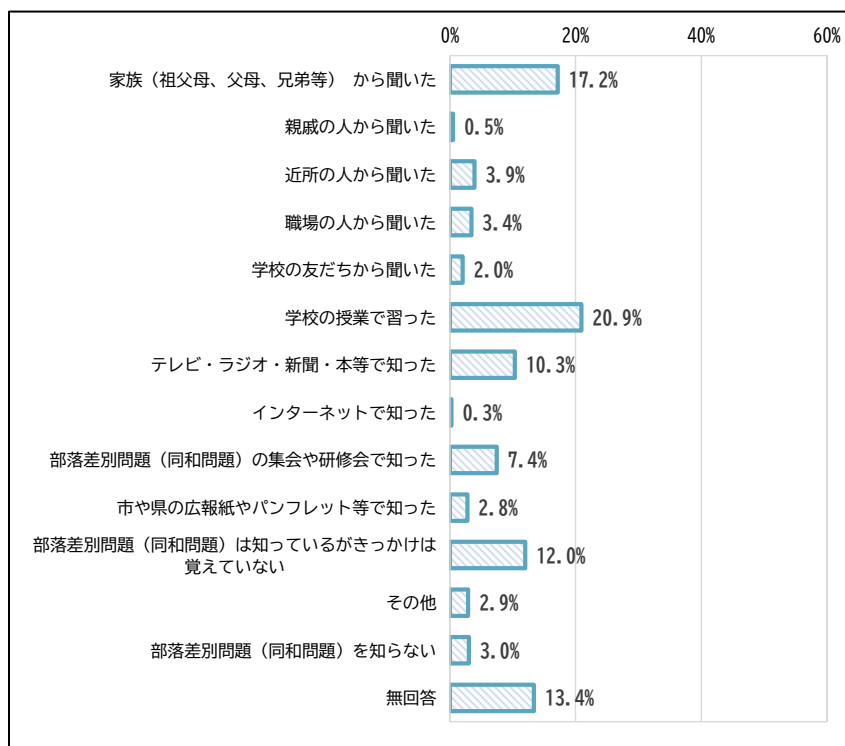
【お子さんが被差別部落の人と結婚する場合の対応】



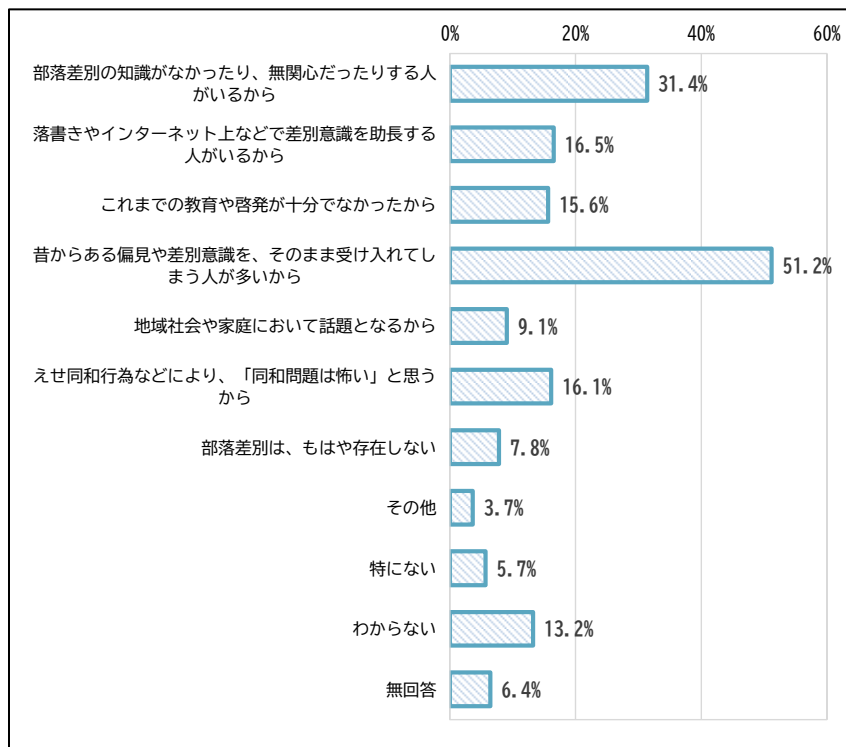
部落差別問題（同和問題）を初めて知ったきっかけについては、「学校の授業で習った」が20.9%で最も多く、次いで「家族(祖父母、父母、兄弟等)から聞いた」で17.2%となっています。家族や親戚、近所の人、友人など身近な人から聞いた割合を合計すると20%を超えており、初めて知った年代は未成年が多数であることから、大人の正しい認識が重要であることがわかります。

現在もなお部落差別問題（同和問題）が存在する理由については、「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから」が51.2%で最も多く、次いで「部落差別の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから」が31.4%となっており、部落差別問題（同和問題）に対する正しい認識の不足が、現在もなお部落差別問題（同和問題）が解消できていないことに繋がっていると考えられます。

【部落差別問題（同和問題）を初めて知ったきっかけ】

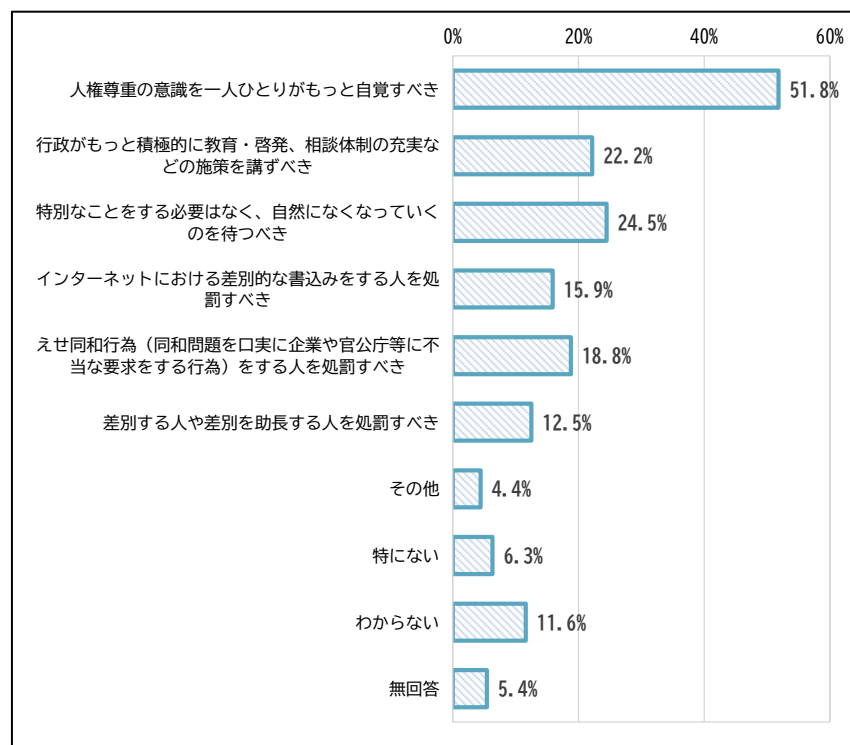


【現在もなお部落差別が存在する理由】



部落差別を解消するための方策については、「人権尊重の意識を一人ひとりがもっと自覚すべき」が51.8%で最も多く、次いで「特別なことをする必要はなく、自然になくなっていくのを待つべき」が24.5%、「行政がもっと積極的に教育・啓発、相談体制の充実などの施策を講ずべき」が22.2%となっており、人権尊重の意識を更に浸透させていくことが、問題解決に繋がっていくと考えられます。

【部落差別を解消するための方策】



(3) 今後の方向性と具体的な取り組み

■今後の方向性

- ①部落差別解消推進法に則り、部落差別のない竹田市の実現に向けて様々な取り組みを推進します。
- ②部落差別問題に関する正しい知識と理解の普及に向けて、様々な立場の市民に向けた普及・啓発活動を更に推進します。
- ③部落差別に関する相談体制の充実を図るとともに、被害を受けた人への支援体制の整備を推進します。

■具体的な取り組み

(1) 教育及び啓発の取り組み

- ①あらゆる年代に向けて様々な媒体を活用した周知方法を検討し、部落差別問題に関する正しい知識と理解及び部落差別解消推進法に関する周知・啓発を図ります。
- ②竹田人権・部落差別解消教育研究会と連携し、教職員の人権及び部落差別に関する意識向上と、現場における指導力を高めるため、人権・部落差別問題学習会を開催します。
- ③集会所教養講座を開設し、地域住民との交流を行い教養の向上を図ります。

(2) 企業等に対する取り組み

- ①ハローワーク・豊後大野市・竹田市の3者共催による「公正採用選考人権啓発推進員研修会」を開催し、採用時における差別事象等が生じないように努めます。
- ②様々な団体や企業等に対し、部落差別問題についての自主的な学習会の開催を呼びかけます。

(3) 相談体制の充実に対する取り組み

- ①部落差別問題（同和問題）に関する相談について、的確に対応することができる体制の充実に努めます。
- ②部落差別問題（同和問題）に関する相談が適切に行われるよう、全戸及び各種団体等へ相談窓口の周知を図ります。
- ③相談窓口担当職員に対し、相談業務の研修を行い、施策に関する知識や相談技能の向上に努めます。

(4) 実態把握等に対する取り組み

- ①インターネット上の差別を含む部落差別の実態について、関係団体と連携を密にし、その把握に努めます。

2 男女共同参画にかかると人権

(1) 背景・経緯

昭和 21 (1946) 年に公布された日本国憲法では、政治的、経済的又は社会的関係における両性の平等が明示されており、法制上も、昭和 60 (1985) 年に「勤労婦人福祉法」から改正された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法)」等において、男女平等の原則が確立されています。

しかしながら、人々の意識や行動、社会の習慣・慣行の中には、いまだ女性に対する差別や、女性はこうあるべき・男性はこうあるべきといった伝統的・固定的な性別役割分担意識^{※1}が存在し、女性の主体的な生き方を阻んでいる状況があります。

また、性犯罪等の女性に対する暴力、配偶者・パートナーからの暴力 (ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。)、職場等におけるセクシュアルハラスメント^{※2}、マタニティハラスメント^{※3}の問題、独身者及び子どもがいない夫婦に対する固定観念に基づく中傷や批判なども女性の人権に関する重大な社会的問題となっています。

国は、昭和 54 (1979) 年に、男女平等原則を具体化するための条約として、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)」が国連で採択されたことを受け、その後のあらゆる国内外の動向を踏まえ、男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目的とする「男女共同参画社会基本法」を平成 11 (1999) 年に制定し、同法に基づいて平成 12 (2000) 年に「男女共同参画基本計画」を策定しました。現在は平成 27 (2015) 年に策定された「第 4 次男女共同参画基本計画」のもとに、施策の推進を図っています。

また、平成 12 (2000) 年には「ストーカー行為^{※4}等の規制等に関する法律 (ストーカー規制法)」、平成 13 (2001) 年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV 防止法)」等が施行されています。

さらに、自らの意志によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮できるようにするため、平成 27 (2015) 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)」が施行されました。その後、令和元 (2019) 年に、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大等、一部が改正され、雇用環境の整備やハラスメント防止対策が強化されました。

※1：固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男は主、女は従」というような、社会によって作られた性別による役割分担の固定的な意識のことをいい、日常生活だけでなく、社会のあらゆる分野やシステムに深く浸透している。この意識は、個性や能力よりも性別に重点を置くということから、男女どちらにとっても多様な生き方を制約する要因になっている。

※2：セクシュアルハラスメント

相手の意に反した性的な言動。地位を利用して性的な言動を行い、それに対する相手の対応によって仕事上の不利益を与える「対価型」と、性的な言動を繰り返すことによって就業環境を悪化させる「環境型」とに分けられる。

※3：マタニティハラスメント

妊娠・出産を理由として職場などで受ける批判や嫌がらせ、あるいは解雇や自主退職の強要などの不当な処遇を受けること。

※4：ストーカー行為

相手の意思を無視し、自分が関心を抱いた相手に対して一方的にしつこくつきまとうこと。待ち伏せや尾行、手紙、ファックス、メール、電話などの行為を、昼夜かまわず執拗 (しつよう) に繰り返す行為。

平成 30（2018）年には、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において男女の候補者の数ができるだけ均等となることや、政党等に所属する男女のそれぞれの公職の数について目標を定めるよう自主的な取組を求める「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されています。

（2）本市の現状と課題

本市では、平成 18（2006）年 9 月に「竹田市男女共同参画推進委員会設置条例」を制定し、「男女共同参画プランたけた（平成 29（2016）年に第 2 次改訂）」の策定や「竹田市男女共同参画推進条例」の制定を行い、それらに基づいて竹田市における男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進しています。

また、近年、社会における女性の活躍の更なる推進が求められている中、本市においても子育て支援や各種啓発活動の推進、庁内における女性委員の登用促進等に取り組むなど、時流に応じた取組みを推進し、更なる女性の活躍推進を目指しています。

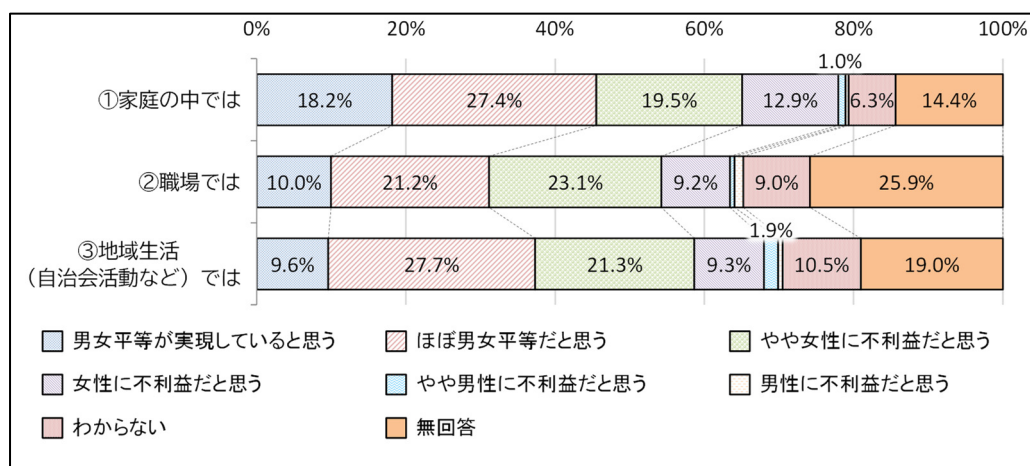
市民意識調査の結果では、男女平等の実現度について、男女平等が実現していると思う（男女平等が実現していると思う＋ほぼ男女平等だと思う）割合は、①家庭では 45.6%、②職場では 31.2%、③地域生活では 37.3%となっており、職場での男女平等が一番遅れているという結果になっており、女性の活躍の更なる推進のためにも、企業等に向けた周知・啓発の内容や方法をさらに検討していく必要があります。

結婚、家庭、出産、子育てについての考え方では、②、⑤、⑥においては賛成（賛成＋どちらかといえば賛成）の割合が高く、①、③、④においては賛成の割合は低くなっており、男女における固定的役割分担意識の撤廃が浸透してきている様子が見えられます。

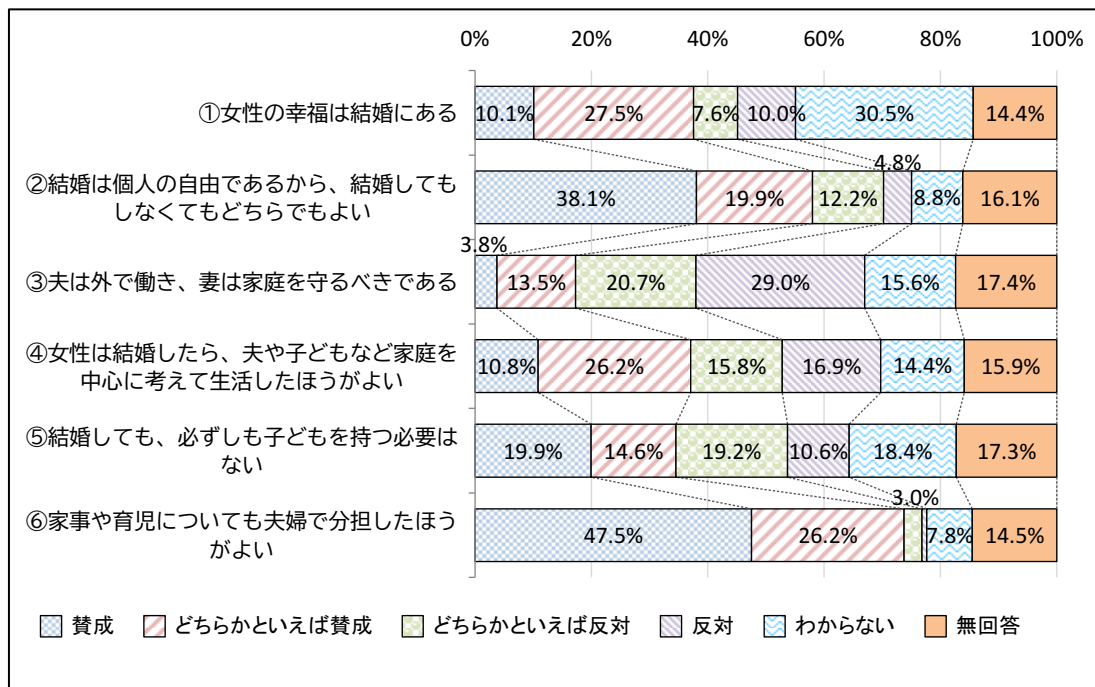
現在あると思う、女性に関する人権問題については、「職場における差別待遇」が 44.8%で最も高く、次いで「固定的な役割分担意識」が 36.2%となっています。

また、「DV」が 28.4%、「セクシュアルハラスメント」が 29.9%と高い割合を示しており、「人権侵害」と「女性の活躍の阻害」という 2 つの面において大きな問題であると考えられ、発生防止と被害者支援の両面から取組みの充実が求められています。

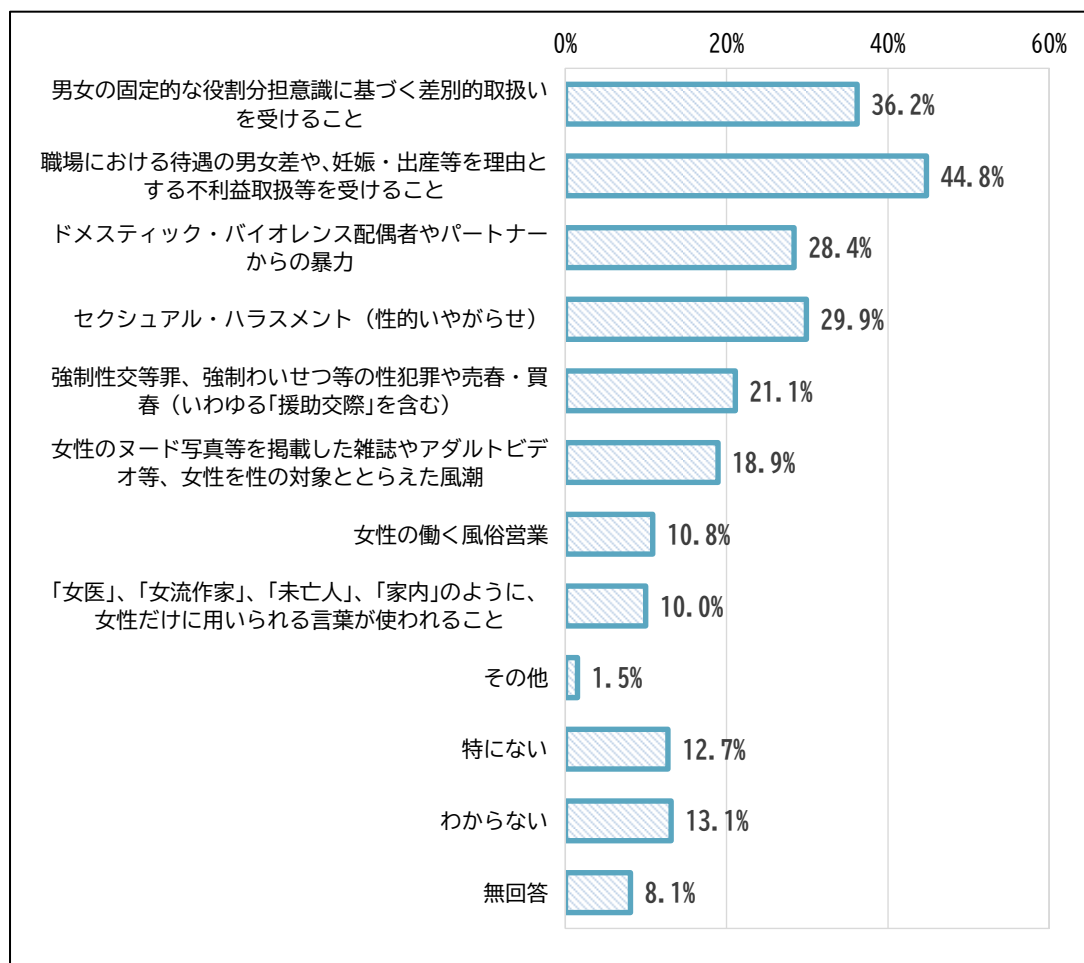
【あらゆる場における男女平等の実現度】



【結婚、家庭、出産、子育てについての考え方】



【現在あると思う、女性に関する人権問題】



(3) 今後の方向性と具体的な取り組み

■今後の方向性

- ①女性の人権問題に関する周知・啓発や学習機会の創出に努めます。
- ②男女共同参画社会の実現に向けて、あらゆる場において、その理念に関する周知・啓発を推進します。
- ③各種ハラスメントやDVといった重大な人権侵害について、その防止や支援策についての検討や体制整備を推進します。
- ④すべての人が性別にとらわれずに活躍できる社会を目指します。

■具体的な取り組み

(1) 教育及び啓発の取り組み

- ①男女共同参画に関する研修会を開催し、男女共同参画に対する理解を深めます。
- ②DVや関係法制度に関する正しい知識を持ち、地域のDV啓発を担う講師として活躍できる人材の育成を図ります。
- ③様々な媒体を活用して、女性の人権に関する相談窓口の周知に努めます。
- ④性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性や能力を活かすことができる社会に向けた教育・啓発に努めます。

(2) 男女共同参画に関すること

- ①男女の固定的な役割分担の存在と、育児・介護等の大半を女性が担う現実を解消するため、男女問わず育児休業制度や介護休暇制度を活用できるように、企業等に向けた周知・啓発に努めます。
- ②定期的に市民意識調査を実施し、男女共同参画に関する市民の意識の把握を行い、数値目標の設定および評価を行うとともに、事業内容や取組内容を検討します。



3 子どもの人権

(1) 背景・経緯

すべての子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進等に関しては、「日本国憲法」をはじめ、「児童福祉法」や「児童憲章」、「教育基本法」等において基本原理・理念として示されています。昭和26（1951）年に制定された「児童憲章」において、「児童は、人として尊ばれる」、「児童は、社会の一員として重んぜられる」との宣言がなされました。

国際的には、平成元（1989）年に「児童の権利に関する条約」が国連で採択され、「児童の最善の利益」の考慮等、子どもの権利保障の基準が「条約」として明らかにされています。

国内では、日本国憲法や児童福祉法において、子どもの人権の尊重や福祉の保障といった基本理念が示されました。その後、子どもの権利については、教育や福祉の分野で発展するとともに、平成6（1994）年に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を批准した後、平成11（1999）年「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成26（2014）年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」へ名称変更）」が制定され、目的として初めて「児童の権利の擁護」が明記されました。さらに、平成12（2000）年に制定の「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」においても、提案理由の中で、「子どもの権利条約の内容を尊重する」ことが盛り込まれ、実質的に子どもの権利を擁護するための法律となっています。

また、「児童福祉法」も順次改正され、児童虐待の防止に向けた市町村の体制強化のため、関係機関が連携を図り対応を行う「要保護児童対策地域協議会」の設置が進められました。平成28（2016）年における同法の改正においては、児童虐待に関する発生予防・対策・自立支援等の内容が盛り込まれています。その後、令和元（2019）年に「児童福祉法」と「児童虐待防止法」が改正され、親権者等による体罰の禁止、虐待を行った保護者への児童相談所による指導の努力義務等が規定されました。さらに、深刻化するいじめ問題に、学校が組織的に対応することはもとより、関係機関や地域社会が総がかりで対峙（たいじ）するため、基本的な理念や体制を整備する必要があることから、平成25（2013）年には、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、平成26（2014）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。その後、令和元（2019）年に改正され、児童の権利に関する条約の精神にのっとり「子どもの現在および将来が生まれ育った環境によって左右されない」よう貧困対策を総合的に推進することや、教育の機会が均等に図られるよう具体的な支援策を講ずるよう明記されました。

平成28（2016）年には、不登校の児童・生徒が教育の機会を失うことのないよう、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」が施行されました。

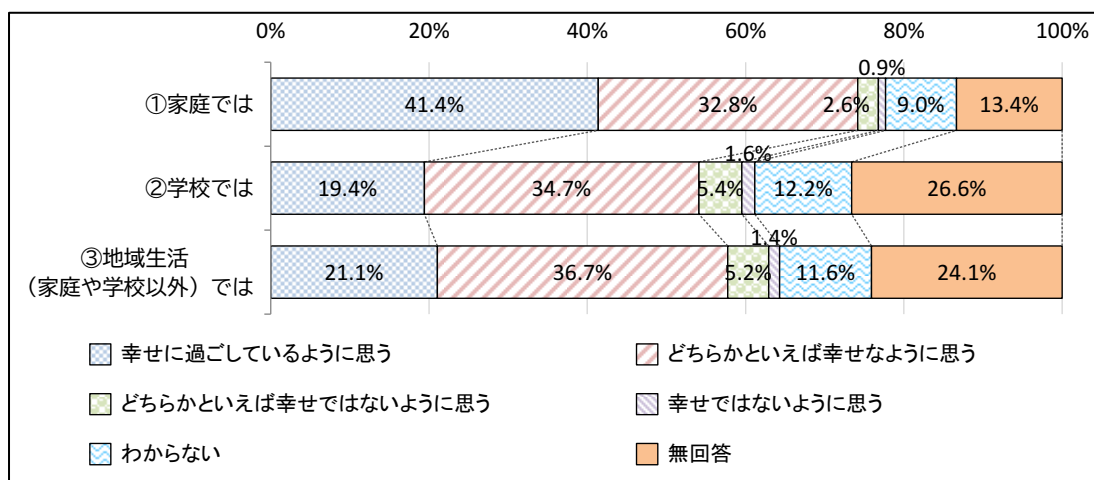
(2) 本市の現状と課題

本市では、「次世代育成支援対策推進法」及び「子ども・子育て支援3法」に基づく「第2期竹田市すこやか支援計画（子ども・子育て支援事業計画）」を策定しています。それに基づいて、子どもに対する虐待やいじめに対する相談体制の充実と関係機関の連携による虐待やいじめ等を受けた子どもたちの心身のケア、家庭へのきめ細かな支援、再発防止に向けた継続的かつ総合的な支援について、様々な施策を推進しています。

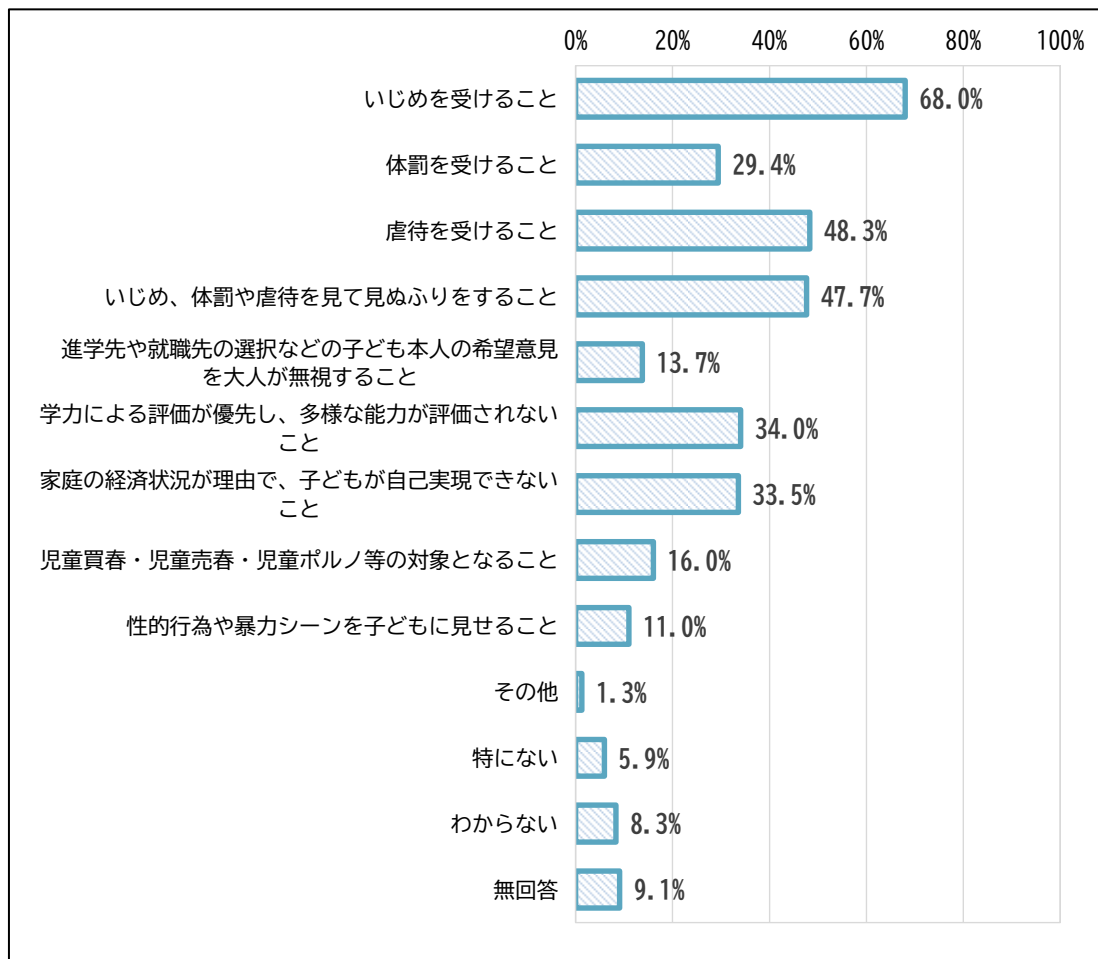
市民意識調査の結果では、子どもの様子を見て感じることに、「幸せに過ごしている（幸せに過ごしているように思う+どちらかといえば幸せなように思う）」の割合に着目すると、①家庭では74.2%、②学校では54.1%、③地域では57.8%となっており、3項目ともに「幸せではない」を大きく上回っています。しかし、①家庭の結果と比較すると、②学校、③地域ともに①家庭の結果を20%程度下回っており、今後も学校や地域における子どもの状況の把握や効果的な施策の検討を推進していくことが重要です。

また、現在あると思われる子どもに関する人権問題については、子どもの人権問題では、「いじめ」が最も多く68.0%、次いで「虐待」48.3%、また、いじめ・虐待を見て見ぬふりをすることが47.7%を占めており、いじめや虐待への関心の高さがうかがえます。

【子どもの様子を見て感じること】



【現在あると思う、子どもに関する人権問題】



(3) 今後の方向性と具体的な取り組み

■今後の方向性

- ①教職員や保護者、地域住民など、子どもを育てる立場の人に向けた周知・啓発を推進します。
- ②いじめや虐待など、子どもの人権を著しく侵害する事案について、その発生防止に向けた取り組みや支援策の充実を推進します。
- ③学校、家庭、地域生活など、様々な場における「見守り」を推進し、子どもが健やかにのびのび暮らすことができる竹田市を目指します。

■具体的な取り組み

(1) 教育及び啓発の取り組み

- ①幼児教育に関わる職員が人権を意識して業務にあたり、質の高い教育・保育を提供できるように、職員の研修や意見交換を行う機会の創出及び内容の充実に努めます。
- ②竹田市要保護児童対策地域協議会の代表者会議・実務者会議を通じて、要保護児童・要支援児童の支援と虐待防止の啓発に努めます。
- ③定期的な校内研修・職員会議を実施し、人権に係る研修や児童生徒の具体的事案の情報交換及び対応について検討します。
- ④保護者を対象とした子育て講演会の開催や、子育て相談の充実に図り、保護者の不安軽減や情報の周知及び共有に努めます。

(2) 子育て支援の取り組み

- ①本市では、以下の事業等を中心に、子育て世帯に向けた取組みを推進します。

- 1) 乳幼児健康診査の実施、2) 妊婦・産婦への訪問、3) 母子保健組織等の育成、4) 子育て講演会の開催、5) 子ども医療費の助成、6) プレママ・プレパパ教室
- 7) 地域子育て支援拠点事業、8) ファミリー・サポート・センター事業^{※1}
- 9) 放課後児童健全育成事業、10) 放課後子ども教室推進事業

また、子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援に努めるとともに、各種健診や教室で子どもの健康状態の確認や子育てに関する情報提供、保護者の不安に対しての支援を関係機関と連携して行います。

- ②保護者等に向けて子育てに関する正しい情報を提供するとともに、関係機関等と連携して子どもの健やかな成長発達を支援します。



※1：ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います

4 高齢者の人権

(1) 背景・経緯

日本は、出生率の低下と平均寿命の伸長等を要因として、少子高齢化が進行しており、全国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる超高齢社会を迎えています。このような中、社会参加の意欲があるのに年齢を理由にその機会を奪われることや身体的虐待、食事や介護の放棄、話をしない等の心理的虐待、財産権の侵害のほか、高齢者を狙った詐欺事件の被害等「人間としての尊厳」が否定されるケースが見られます。

この高齢化の進展に適切に対処するため、平成7(1995)年に「高齢社会対策基本法」が制定されました。同法では、国民が生涯にわたって①就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会、②社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連携の精神に立脚して形成される社会、③健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会の3項目の構築を基本理念として掲げ、同法に基づく「高齢社会対策大綱」を基本として、高齢者の雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等の分野において、総合的な高齢社会対策がこれまでに進められてきました。さらに、平成13(2001)年には、より一層の対策を推進するための新しい「高齢社会対策大綱」が閣議決定されています。その後、新大綱(平成30(2018)年閣議決定)の、年齢による画一化を見直したエイジレス社会の構築、地域における生活基盤の整備による地域コミュニティの構築、技術革新の成果により高齢者が能力を発揮できる環境の整備という3つの基本的考え方に則り、高齢社会対策が進められています。

また、平成12(2000)年には「介護保険制度」が導入され、高齢者の介護を社会全体で支えていく新たな仕組みがつけられました。さらには、平成17(2005)年に「介護保険法」が改正され、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防ケアマネジメント等を総合的に行う「地域包括支援センター」の設置を市町村に義務付けました。

さらに、平成18(2006)年には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が施行されています。

(2) 本市の現状と課題

本市では、「竹田市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、高齢者が安心して暮らせる長寿社会の実現に努めています。

また、高齢者が地域の公民館で健康づくりに取り組んだり、周囲の人とコミュニケーションをとることで、生きがいや楽しみにつながるように、高齢者の自立や社会参加促進を目的として、地域の公民館等で地域住民主体の介護予防事業を実施しています。

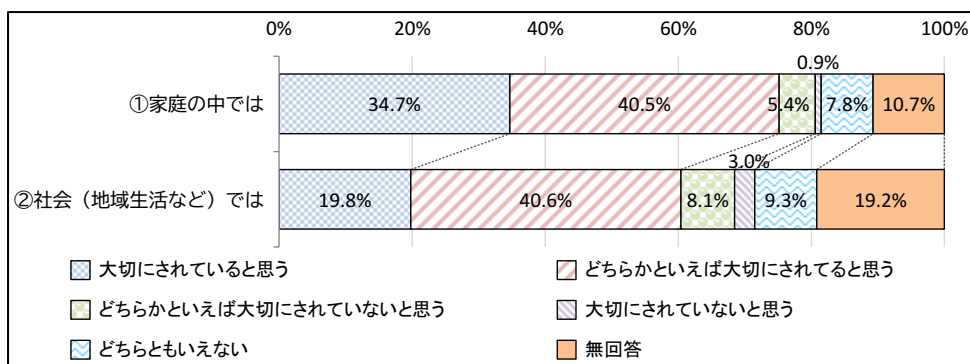
さらに、高齢者が自身の尊厳を保ちつつ、安心・安全に生活することができるよう、成年後見制度を中心とした高齢者の権利擁護を推進しています。

市民意識調査の結果では、高齢者の状況について感じることについて、①家庭では、「大切にされていると思う」(大切にされていると思う+どちらかといえば大切にされていると

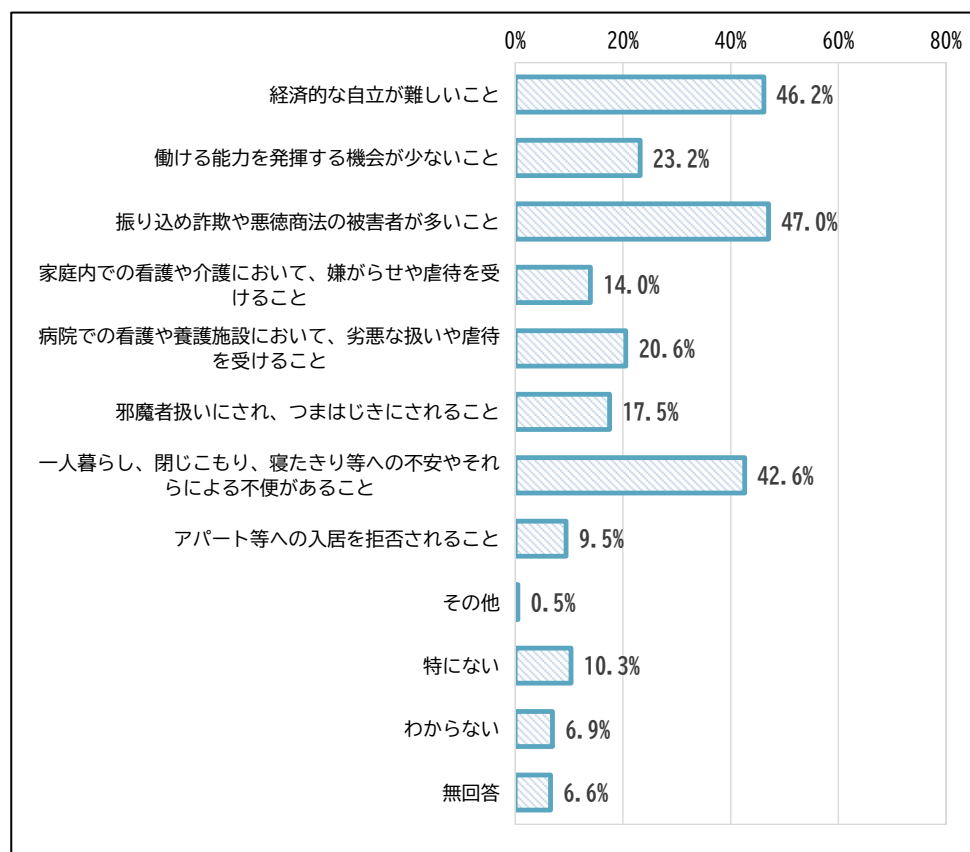
思う)が75.2%で、「大切にされていないと思う」(大切にされていないと思う+どちらかといえば大切にされていないと思う)6.3%を大きく上回っており、②社会でも、「大切にされていると思う」が60.4%で、「大切にされていないと思う」11.1%を大きく上回っています。

また、現在あると思われる高齢者に関する人権問題については、「振り込め詐欺や悪徳商法の被害者が多いこと」47.0%が最も高く、次いで「経済的な自立が難しいこと」46.2%、「一人暮らし、閉じこもり、寝たきり等への不安やそれらによる不便があること」42.6%の順となっています。近年被害が増加している、高齢者をターゲットとした詐欺等に対する認識は高く、高齢者の権利擁護の取り組みと併せて対策を検討していくことが重要です。

【高齢者の状況について感じる事】



【現在あると思う、高齢者に関する人権問題】



(3) 今後の方向性と具体的な取り組み

■今後の方向性

- ①様々な年代や立場の市民に向けて、高齢者の人権に関する周知・啓発及び理解促進を推進します。
- ②様々な場や手段を通じて、認知症高齢者に関する理解促進を推進します。
- ③成年後見制度の利用促進を図り、あらゆる面における高齢者の権利擁護を推進します。

■具体的な取り組み

(1) 教育及び啓発の取り組み

- ①高齢者虐待問題について、地域包括支援センターが中心となって相談体制の強化を図るとともに、未然防止や早期発見ができるように各機関と連携を強化して介護関係者や地域の人が早期に発見できるよう、普及啓発に努めます。
- ②県が開催する認知症キャラバンメイト養成研修に積極的に参加し、地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」を多く養成します。
- ③キッズサポーター、オレンジカンパニー^{※1}を増やし、認知症にやさしいまちづくりのためのネットワーク構築を目指します。
- ④認知症の高齢者や判断能力が十分でない人の財産管理や、福祉サービスの利用契約などを本人に代わって行う成年後見制度についての啓発を行うとともに、その中心機関となる権利擁護・成年後見支援センターの周知及び利用促進に努めます。
- ⑤核家族化により祖父母と孫の同一生活が少なくなる中で、園児が高齢者福祉施設を訪問することにより、高齢者が生きる喜びや心の安らぎを覚えるよう、今後とも世代間交流事業を推進し、世代間の理解促進を図ります。
- ⑥スクールサポーター^{※2}やスクールアシスタント^{※3}といった学校支援ボランティアに登録を推進し、子ども達の安全確保や授業支援の充実を図るとともに、世代間の理解促進を図ります。

※1：オレンジカンパニー

認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターとして活動を行う企業を登録する制度。

※1：スクールサポーター

学校からの要請に応じて警察署より学校に派遣し、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う。

※1：スクールアシスタント

特別な支援が必要な児童・生徒が在籍する小・中学校・幼稚園にて、授業等において指導補助を行う。

5 障がい者の人権

(1) 背景・経緯

障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができる社会にするためには、障がいのある人一人ひとりの人権が尊重されるとともに、その権利・利益が擁護されなければなりません。

国際的には、国連において昭和 46 (1971) 年に「知的障害者の権利宣言」が、昭和 50 (1975) 年に「障害者の権利宣言」が採択され、これを契機に昭和 51 (1976) 年には、昭和 56 (1981) 年を「国際障害者年」とする決議が採択され、障がい者の社会への完全参加と平等の確保が各国に呼びかけられました。さらに、昭和 58 (1983) 年から 10 年間を「国連・障害者の 10 年」と位置付け、「ノーマライゼーション」の理念が世界各国に広がっていきました。また、平成 18 (2006) 年 12 月に「障害者権利条約」が採択されました。

国内では、昭和 57 (1982) 年に「障害者対策に関する長期計画」が策定され、また、平成 5 (1993) 年には「障害者基本法」が施行されました。この法律では、「全ての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されていること」と規定されており、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念の下に福祉施策を展開しました。

また「障害者基本法」の制定に併せた「障害者対策に関する新長期計画」の策定や、平成 7 (1995) 年策定の「障害者プラン～ノーマライゼーション 7 か年戦略～」等、長期的視点に立った障がい者施策の取組が図られ、平成 14 (2002) 年に新しい「障害者基本計画」と併せて、同基本計画の前期 5 年間に係る「重点施策実施 5 か年計画」が策定されました。

平成 18 (2006) 年には「障害者自立支援法」が施行され、障がいのある人が自立し地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すための施策方針を示し、さらに平成 25 (2013) 年 4 月には障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)に名称を変更し、その基本理念も障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるように総合的に支援することを目的としたものへと改められました。

平成 28 (2016) 年には「障害者差別解消法」が施行され、各行政機関等や事業者において、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供をはじめとする取組が行われています。

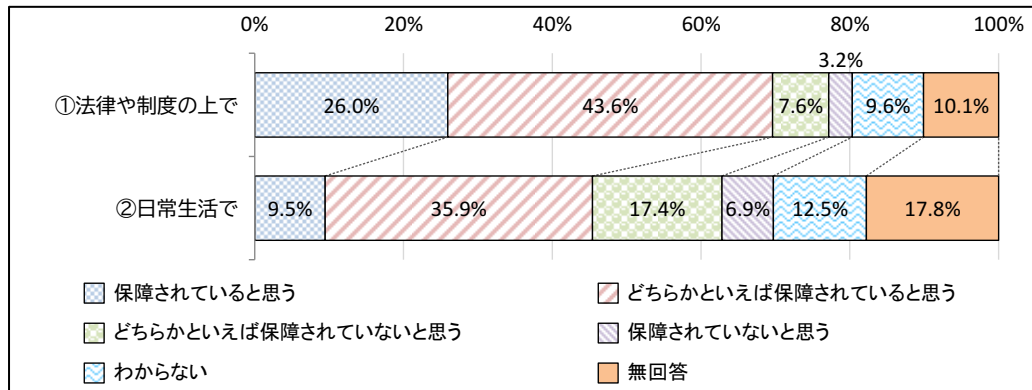
さらに、平成 30 (2018) 年度から「障害者総合支援法」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」、「児童福祉法」等の改正法が施行される等、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

(2) 本市の現状と課題

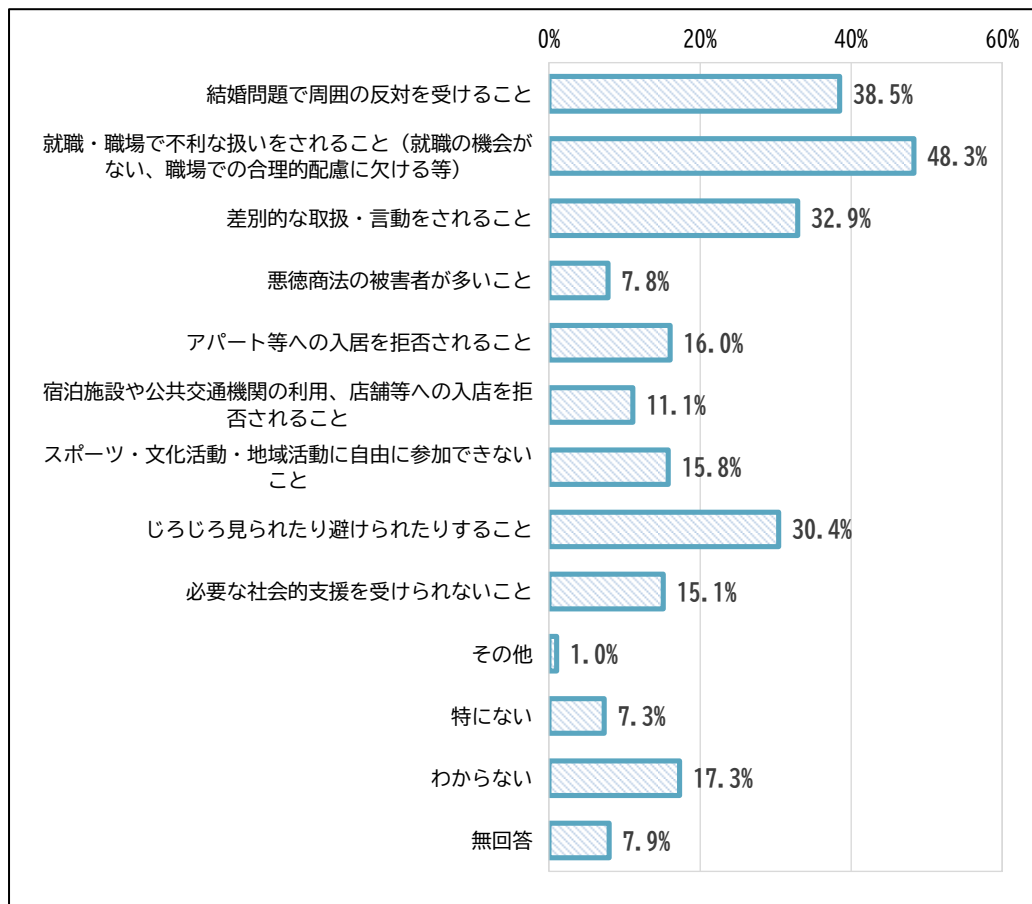
本市では、「障害者基本法」及び「障害者総合支援法」に基づいて、「竹田市障がい者基本計画」及び「竹田市障がい福祉計画・障がい児基本計画」を策定し、障がい者(児)に向けた様々な施策を推進するとともに、安定したサービス供給体制の整備に努めています。

市民意識調査の結果では、障がい者の人権が法律や制度の上で保障されている（保障されている+どちらかといえば保障されている）と思う人が 69.6%、保障されていない（どちらかといえば保障されていない+保障されていない）と思う人が 10.8%となっています。障がい者に関する人権問題では、「就職・職場で不利な扱いをされること」が 48.3%で最も問題と考えられています。次いで「結婚で周囲の反対を受ける」が 38.5%、「差別的な取扱・言動をされる」が 32.9%で続いています。

【現在あると思う、障がい者に関する人権問題】



【現在あると思う、障がい者に関する人権問題】



(3) 今後の方向性と具体的な取り組み

■今後の方向性

- ①障がいに対する差別や偏見を解消するために、障がいに対する正しい知識の普及や相互理解の促進を図ります。
- ②障がい福祉サービスや就労支援の充実、各種イベントの開催など、障がい者の積極的な社会参加を推進します。
- ③ノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者が安心して生活できる環境整備を推進します。

■具体的な取り組み

(1) 教育及び啓発の取り組み

- ①市民が障がい者に対する認識と理解を深めることができるように、広報などを通じて啓発活動を行います。
- ②障がい者に対する虐待について、その実態や防止に向けた対策などを、広報誌への掲載やチラシ等の配布により啓発に努めます。
- ③児童生徒には、道徳や特別活動を中心に正しい人権認識や、社会認識を培う授業を行うとともに、竹田支援学校や地域の福祉施設との積極的な交流を行います。
- ④障がい者が自立した生活と社会参加を目的とした活動を推進するために、竹田市身体障害者福祉協議会と連携した各種スポーツ大会の参加支援などに取り組みます。

(2) 保健、医療、福祉サービスの取り組み

- ①障がい児の家族の方に自立支援協議会や専門部会への参加を呼びかけ、子どもの成長・発達や進学・就職についての悩みや不安などの情報共有に努め、育児不安の解消につなげます。

(3) 生活環境の整備に対する取り組み

- ①重度身体障害者が快適な生活が送れるよう住宅改造助成事業を推進します。
- ②自立支援給付事業及び地域生活支援事業を推進することにより、障がい者の生活改善に努めます。
- ③公共施設の利用に便宜を図るよう、設計の段階でユニバーサルデザイン^{※1}を採用、改築時ではバリアフリー^{※2}化を推進します。
- ④道路の段差解消や電柱移転など、障がい者や高齢者の歩行に困難を来さないように配慮します。

※1：ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、たくさんの人々が利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方。

※2：バリアフリー

障がい者や高齢者等が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや、精神的な障壁を取り除くための取組。

6 外国人の人権

(1) 背景・経緯

我が国に入国する外国人は増加しており、令和元（2019）年には約 3,119 万人（再入国者を含む。）で、過去最高となっています。こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから、日本国内に居住する外国人をめぐる様々な人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めています。

国では、平成 18（2006）年に、グローバル化の進展を背景に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、国籍や民族等の違いを超えて互いの文化の差異を認め合い、対等な関係を築いて共に生きる多文化共生の地域づくりを推進しています。

さらに、法務省では外国人に対する偏見・差別を解消し、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指して、「外国人の人権を尊重しよう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施しています。

また、平成 28（2016）年に「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、外国人に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進しています。

令和元（2019）年には、外国人や帰国子女などへの日本語教育が地域の活力向上に寄与するという考えから、個人の置かれている状況や能力、進路などの希望に応じた日本語教育を受ける機会を確保することや、海外にルーツを持つ子どもの家庭における母語への配慮などを理念に盛り込んだ「日本語教育の推進に関する法律」が施行されました。

なお、日本が批准している「児童の権利条約」、「国際人権規約」においては、すべての者に対して初等教育を義務化・無償化することが求められています。

(2) 本市の現状と課題

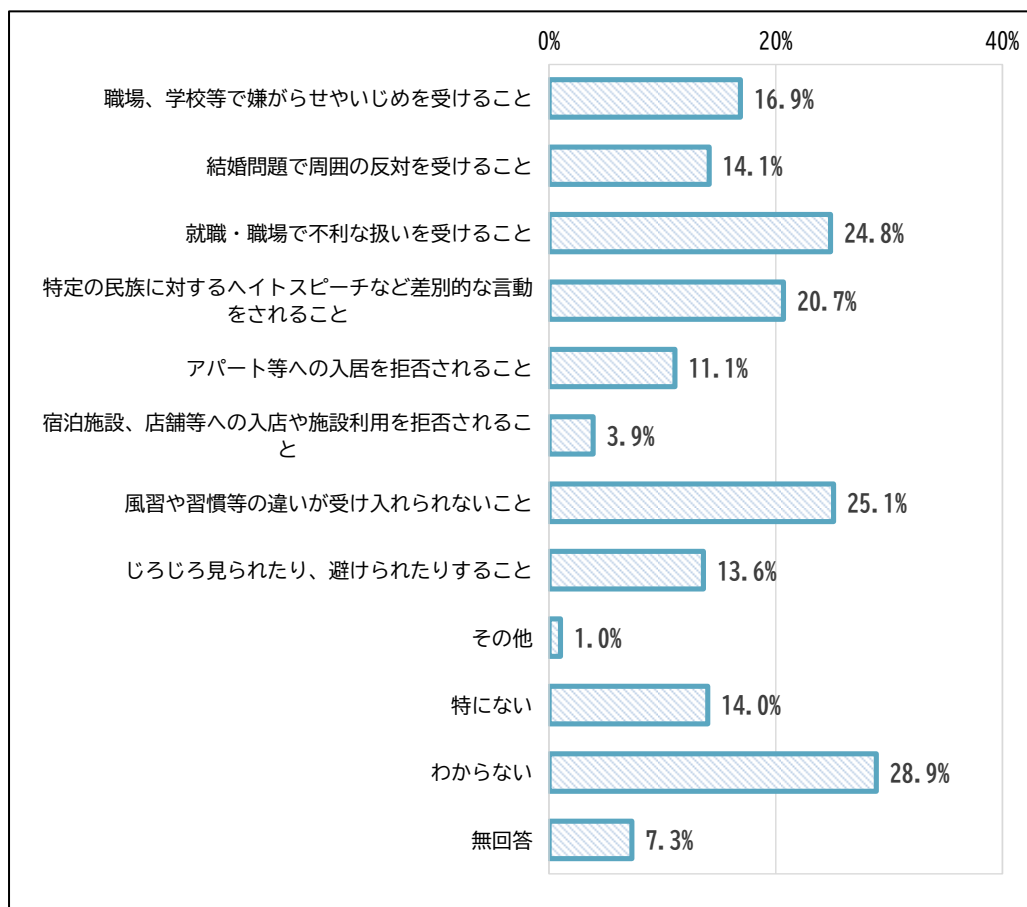
本市では、令和 2（2020）年 1 月現在、234 人の外国人が住民基本台帳に登録されています。全国的な傾向として、外国人労働者数は年々増加しており、大分県内でも外国人技能実習制度^{※1}により来日した実習生が増加している状況です。

市民意識調査の結果では、日本に居住している外国人に関する具体的な人権問題としては、「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」が 25.1%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」が 24.8%、「特定の民族に対するヘイトスピーチなど差別的な言動をされること」が 20.7%で、多くなっています。また、「ヘイトスピーチ解消法」については認知度が高いとは言えず、今後の更なる周知が必要です。

※1：外国人技能実習制度

開発途上国の人材に、日本の企業で、母国では習得困難な技能を習得してもらうための制度。帰国後に習得した技能を活かし母国の経済発展に活かしてもらうことを目的とする。

【現在あると思う、外国人に関する人権問題】



(3) 今後の方向性と具体的な取り組み

■今後の方向性

- ①学校や職場、地域等に向けて、外国人の人権に関する周知・啓発を推進します。
- ②様々な機会を活用して、互いの文化についての相互理解の促進を図ります。

■具体的な取り組み

(1) 教育及び啓発の取り組み

- ①様々な国籍の人々が差別や偏見なく安心して暮らせるよう、外国人の人権を十分に配慮しながら、市民の異なる文化への理解や国際意識の向上を図ります。
- ②様々な国籍の人が行政や地域の活動において、積極的に意見を述べ、相談ができるような地域づくりを推進します。
- ③小中学校の英語科、外国語活動の授業や、ALT^{※1}とのふれあいによって、国際理解・協調・共生の精神を養う教育の推進を図ります。

※1：ALT

Assistant Language Teacher の略で、外国語を母国語とする外国語指導助手のこと。教育委員会から学校に配置され、授業を補助する。

7 医療をめぐる人権

(1) 背景・経緯

HIV等の感染症やハンセン病等の疾病に対する偏見や差別は、誤った理解が社会に広まっていることにより、いまだに根強く存在しています。

HIV感染症は、感染力も弱く、現在では医学の進歩により、投薬によってエイズの発症を遅らせることが可能となっています。

しかしながら、現在でもHIV感染症に対する正しい理解は十分とはいえない状況であり、この感染症にかかった患者や回復者が、周囲の人々の誤った知識や偏見等により、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシーの侵害等を受ける問題が起きています。

国では毎年、WHO（世界保健機関）が昭和63（1988）年に制定した世界エイズデーである12月1日に、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的とした啓発活動を実施しています。

ハンセン病は「らい菌」という細菌による感染症ですが、感染力は極めて弱く、現在は治療方法が確立し、治癒する病気です。

以前日本においては、ハンセン病は特殊な病気として扱われ、明治40（1907）年「癩予防ニ関スル件」から平成8（1996）年4月1日に「らい予防法」が廃止されるまで、患者に対して施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。このことに伴い、患者は、非人間的な扱いを受け、患者とその家族はいわれなき差別と偏見に苦しめられてきました。

平成13（2001）年には、強制的な隔離政策に対して療養所の入所者等が提訴していた裁判で、国の賠償責任を認める判決が熊本地方裁判所より出されました。国は控訴を断念し、同年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」（以下「ハンセン病問題基本法」という。）が定められ、損失補償や名誉回復等を国が行うこととされています。

さらに、平成20（2008）年には、偏見や差別の解消を更に推し進めるため、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定されています。同法の制定により、国立療養所の土地及び施設・設備を、地域住民等へ開放することができるようになりました。

令和元（2019）年6月には、ハンセン病家族訴訟に対する国の損害賠償責任を認める熊本地方裁判所判決が出され、国はこれに控訴せず、判決は確定しました。「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」、「名誉回復を図る改正ハンセン病問題基本法」が同年11月に施行され、ハンセン病回復者の家族についても損失補償や名誉回復等の措置が進められることとなっています。

また、令和2（2020）年に新型コロナウイルスへの感染が全国的に拡大する中、感染への不安から、感染した人や医療従事者などのエッセンシャルワーカー及びその家族への不当な差別や誹謗・中傷が問題となりました。

(2) 本市の現状と課題

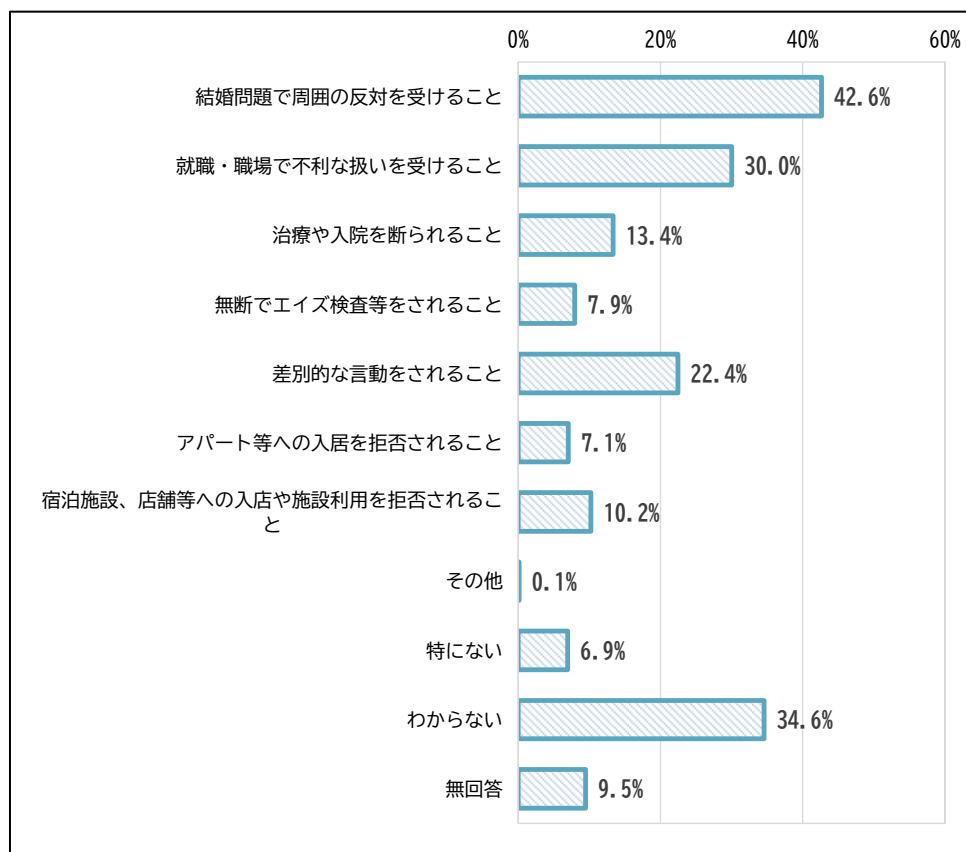
本市では、各年代に向けた健康教育や市民への啓発活動により、感染症等に関する正しい知識の普及・啓発に努めています。

市民意識調査の結果では、エイズ患者・HIV感染者等の人権問題では、「結婚問題で周囲の反対を受けること」が42.6%で、最大の問題といえます。次いで「就職・職場で不利な扱いを受けること」が30.0%、「差別的な言動をされること」が22.4%となっています。

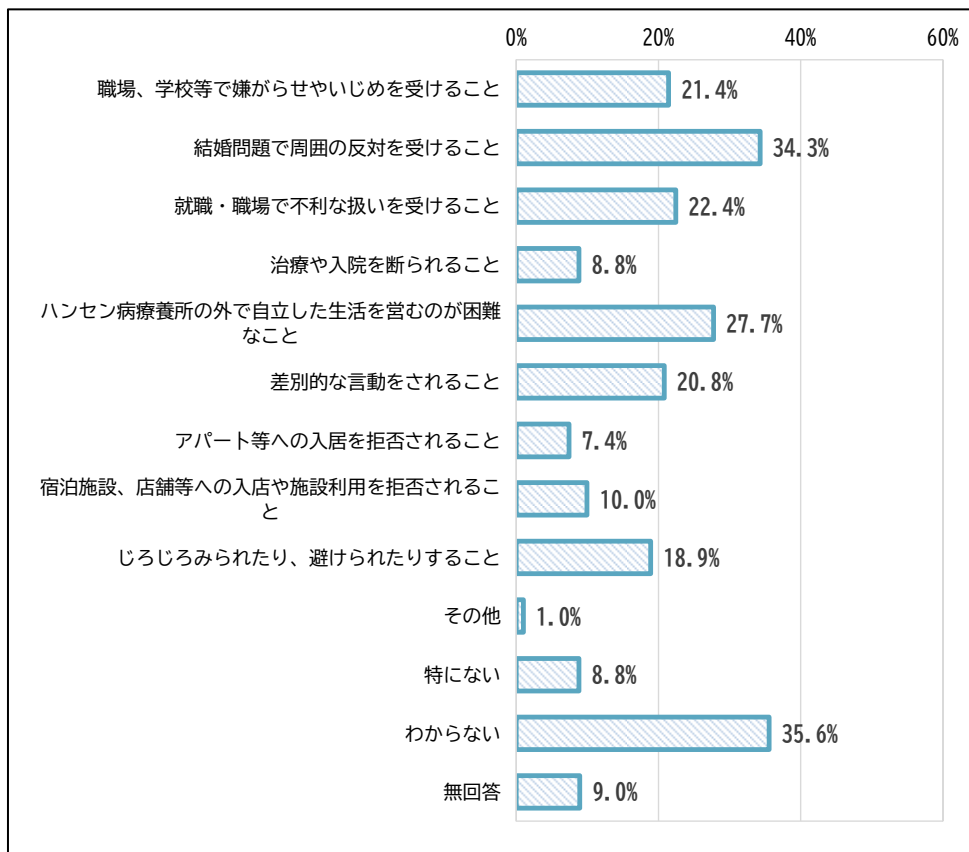
ハンセン病患者・回復者やその家族に関する人権問題としては、エイズ患者・HIV感染者等の人と同様に、「結婚問題で周囲の反対を受けること」が34.3%で最も多く、次いで「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」が27.7%、「3. 就職・職場で不利な扱いを受けること」が22.4%となっています。また、「わからない」が35.6%もあることから、ハンセン病への知識・理解不足が考えられます。

また、新型コロナウイルス等の感染症への不安や誤った情報により、全国で感染した人やその家族への誹謗・中傷や差別が起きました。このような感染症に関連する正しい情報や、差別、誹謗・中傷を行わないことについての周知・啓発が必要となっています。

【現在あると思う、エイズ患者・HIV感染者やその家族に関する人権問題】



【現在あると思う、ハンセン病患者・回復者やその家族に関する人権問題】



(3) 今後の方向性と具体的な取り組み

■今後の方向性

- ①様々な感染症等について、正しい認識や理解を深めるために、学校や地域、職場といった様々な場における幅広い周知・啓発を推進します。
- ②様々な感染症等について、誤った認識による人権侵害の発生防止を推進します。

■具体的な取り組み

(1) 教育及び啓発の取り組み

- ①市民向けの講座や研修会を通じて、あらゆる年代に向けた感染症等に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。併せて、差別の禁止など人権に配慮した内容を含むなど、さらなる充実を図ります。
- ②児童生徒には、道徳や特別活動を中心に正しい人権認識や社会認識を培う授業を行うとともに、教職員は人権問題の職員研修を実施します。

8 性的マイノリティの人権

(1) 背景・経緯

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを示す概念を「性的指向」といい、対象が異性に向かう場合を異性愛、同性に向かう場合を同性愛、男女両方に向かう場合を両性愛と言います。中でも同性愛に対しては、根強い偏見や差別があり、それらに苦しんでいる人々がいます。また、「からだの性」（生物的な性）と自分の性をどう認識するかという「こころの性」（心理的な性、性自認）との食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされることにより苦しんでいる人がいます。「からだの性」と「こころの性」に不一致があったり、区分が曖昧な人たちは、性別に関して世の中の多くの人たちと異なる特徴を持つことから、「性的マイノリティ」（性的少数者）と呼ばれています。また、性的指向、性自認のうち、4つの種類の英単語と Questioning（クエスチョニング：自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人）の頭文字をとって「LGBTQ_{※1}」と呼ばれることもあります。国内の調査（電通ダイバーシティ・ラボ（平成30（2018）年10月調査）、株式会社LGBT研究所（令和元（2019）年4～5月調査）、日本労働組合総連合会（平成28（2016）年6～7月調査））では、およそ10人から13人に1人の割合で性的マイノリティ（性的少数者）に該当する人がいるという結果が出ています。

このような状況の中、国では平成16（2004）年、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害者特例法）」が施行されました。この法律では、性同一性障害者であって一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができることが明記されています。

国際的にみると、近年、同性婚を認める国が増加しています。国内においても、お互いをパートナーとして認めることを宣誓した同性カップルを公的に証明する「パートナーシップ制度」を実施する自治体も増えています。

平成27（2015）年には、文部科学省から学校現場に対し、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」の通達が出され、性同一性障害だけに限らず、性的マイノリティ（性的少数者）に該当する児童生徒に対しても適切な配慮を行うことが要請されました。

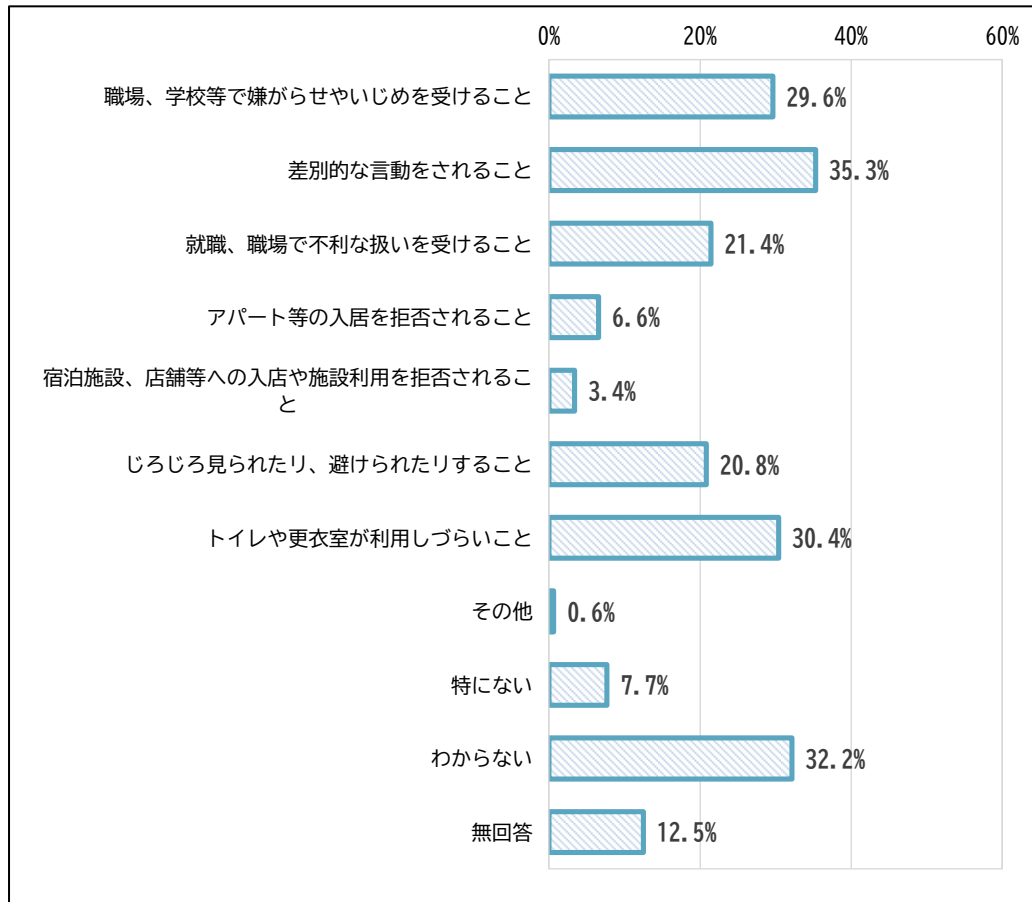
(2) 本市の現状と課題

市民意識調査の結果では、性的指向、異性愛、同性愛、両性愛や性別違和（身体の性と心の性が一致しない者）等に関する人権問題としては、「差別的な言動をされること」で35.3%、次いで「トイレや更衣室が利用しづらいこと」30.4%、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」29.6%となっています。また、「わからない」が32.4%あることから、性的マイノリティ（性的少数者）への理解・知識が不足している現状がうかがえます。

※1：LGBTQ

Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）、Questioning（クエスチョニング、自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人）の頭文字をとった単語で、性的マイノリティ（性的少数者）の総称のひとつ。

【現在あると思う、性的指向 異性愛、同性愛、両性愛や性別違和
(身体の性と心の性が一致しない者) 等に関する人権問題】



(3) 今後の方向性と具体的な取り組み

■今後の方向性

- ①市民が性的マイノリティに関する理解・知識を深めることができるように、様々な機会や手段を活用した周知・啓発を推進します。
- ②市民の理解促進や行政手続き等の配慮を充実し、性的マイノリティの人が暮らしやすいまちづくりを推進します。

■具体的な取り組み

(1) 教育及び啓発の取り組み

- ①市の窓口業務等に当たっては、対象者の性自認に配慮して業務を行うとともに、市役所や公共機関が使用する書類の不必要な性別欄の削除に努めます。
- ②性的指向や性自認に対する差別意識や偏見の解消に向けた啓発に取り組みます。

9 情報化社会にかかる人権

(1) 背景・経緯

情報化社会の進展に伴い、インターネットは、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの生活を飛躍的に便利なものにしました。さらに、近年スマートフォン等の情報端末や、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS^{※1}）等の急速な発達・普及により、インターネットは大人のみならず子どもたちにとっても身近なものになっています。

このような中、情報発信の容易さから、安易に個人の名誉やプライバシー^{※2}を侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりする等、人権に関わる様々な問題が発生しています。

国では、平成14（2002）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー責任制限法）」を施行（平成25（2013）年一部改正）し、個人に関する権利が侵害された場合には、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示請求ができるようになりました。

平成15（2003）年には、高度にIT化していく社会において、個人情報をも明確に保護する必要があることから、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」が施行（2015（平成27）年及び2020（令和2）年に一部改正）されました。同法では個人情報収集の際には範囲や用途について情報提供者の同意を得ることなどが明示され、個人情報の適正な取り扱いを確保することを目的としています。

「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」が施行（平成31（2018）年一部改正）され、犯罪から児童を守る取組も進められています。

平成21（2009）年には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」が施行（平成30（2018）年一部改正）され、フィルタリング^{※3}サービスの活用等青少年による有害情報の閲覧を減らすための取組も進められています。また、プロバイダー責任制限法については、権利を侵害された際に、氏名や住所等に加えて、発信者の電話番号も開示対象になるよう、令和2年8月に改正されました。

(2) 本市の現状と課題

市民意識調査の結果では、インターネットによる人権侵害で最も多いのは、「他人を誹謗・中傷する表現を掲載されること」で56.0%、次いで「ラインやツイッターなどによる交流が犯罪を誘発する場となっていること」39.8%、「他人に差別しようとする気持ちを起こさせたり、助長するような情報が掲載されること」35.8%、「プライバシーに関する情報が掲載されること」35.7%となっています。

※1：SNS

「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略。インターネット上において人と人とのつながりを促進・サポートするサービス。

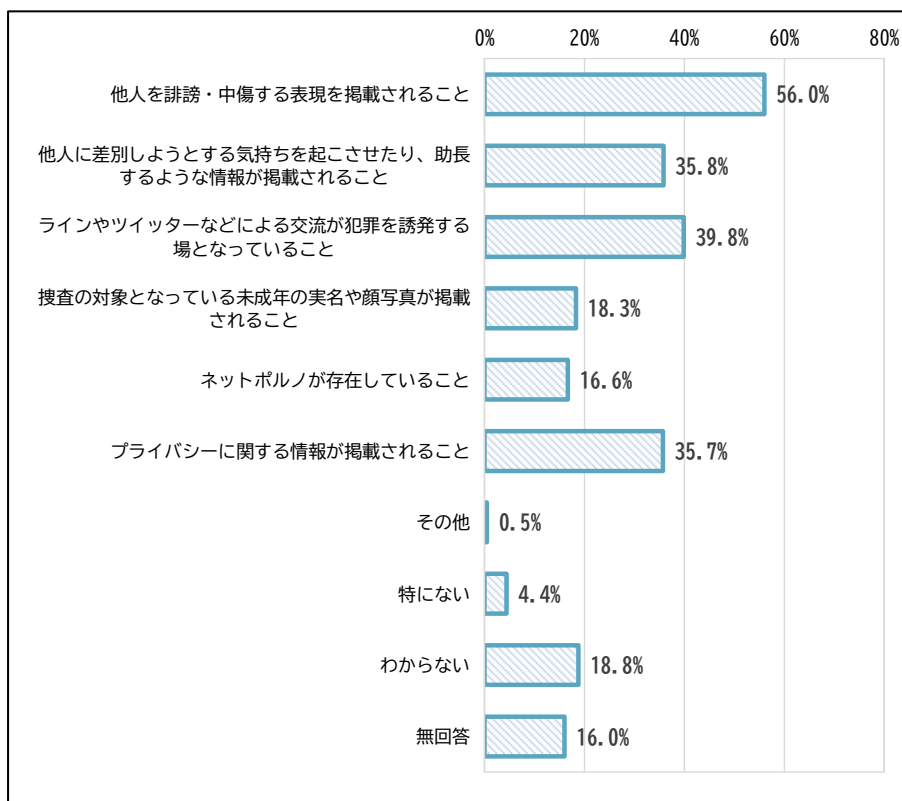
※2：プライバシー

個人や家庭内の私事・私生活。個人の秘密。また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利。

※3：フィルタリング

インターネット上のウェブページなどを一定の基準で判別して、悪質なサイトなどを閲覧できないようにすること

【現在あると思う、インターネットに関する人権問題】



(3) 今後の方向性と具体的な取り組み

■今後の方向性

- ①インターネットの利用における情報モラルに関する周知・啓発を推進します。
- ②個人情報の重要性や危険性について、あらゆる年代に向けて周知・啓発を推進します。
- ③インターネットに関する人権侵害の発生抑制や、被害に対する支援体制の充実を推進します。

■具体的な取り組み

(1) 教育及び啓発の取り組み

- ①国・県等との連携によるインターネット上の人権侵害問題の解決に取り組むとともに、チラシ、ポスターの作成やホームページ上での周知啓発に努めます。
- ②情報化社会がもたらす影響について、人権尊重や差別解消の立場から正しい知識を身につけ、情報の収集、発信における個人の責任や順守すべきモラル（ルール）についての理解が深められるよう、啓発や教育を推進します。
- ③児童・生徒及び保護者が、情報の拡散や複製などインターネットやデジタル情報の仕組みを学び、ネットリテラシー^{※1}を身につけることができる取り組みを推進します。

※1：ネットリテラシー

インターネットの情報や事象を正しく理解し、それを適切に判断、運用できる能力のこと。

(2) 個人情報保護に向けた取り組み

- ①竹田市個人情報保護条例、竹田市特定個人情報保護条例及び竹田市情報公開条例の規定に基づき、プライバシーの侵害及び個人情報の保護に努めます。
- ②戸籍・住民票等の写しの不正取得の早期発見のため第三者交付に係る本人通知制度の啓発を行い、事前登録を働きかけます。



10 様々な人権問題

(1) 犯罪被害者やその家族の人権

犯罪被害者やその家族は、生命を奪われる、身体に傷害を負わされる、財産を奪われる等の直接的な被害だけではなく、生計者を失うことによる経済的被害や捜査等による精神的・時間的負担、さらには周りの人々からのいわれのない噂や中傷、マスメディアの報道等による精神的苦痛等の多くの二次的被害を受けることがあります。

国では、犯罪被害者への人権対策として、平成16(2004)年に、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「犯罪被害者等基本法」を制定しました。

また、平成17(2005)年には、「犯罪被害者等基本計画(第1次)」を策定し、毎年11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」として、国民の理解を深めることを目的とした様々な取組が実施されています。

さらに、平成27(2015)年には、犯罪被害者等の権利がさらに守られる社会を目指し「第3次犯罪被害者等基本計画」が策定されています。

本市では、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図ることを目的として、平成30(2018)年に「竹田市犯罪被害者等支援条例」を制定し、その支援に取り組んでいます。

(2) ハラスメントによる人権侵害

ハラスメントとはいろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」を意味します。パワハラ、セクハラ、モラハラなどその種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す人権侵害です。

国では、平成24(2012)年に「職場でのパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を取りまとめました。提言の中で、「職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義されました。

また、令和元(2019)年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されました。本改正により、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の責務とされ、セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化され、事業主、労働者の責務が明確化されました。

(3) 貧困等における人権

近年、我が国では社会構造の変化により、経済的な格差が大きくなってきており、それに伴って貧困の問題が深刻化している状況です。これには、不況等の社会経済的な問題や生活スタイル等の価値観の変化・多様化、人口構造及び世帯構成の変化等、様々な問題が複雑に絡み合っていることが要因であると考えられます。

貧困の問題は経済的な問題だけでなく、そのことが原因で起こる中傷や差別といった人権問題に発展しているケースも少なくありません。

わが国では日本国憲法第25条において「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する（生存権）」とされており、生存権保障を実現するための制度のひとつとして「生活保護法」の下に生活保護制度を行っています。

近年では、平成27（2015）年に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活保護に至る前の自立支援策の強化として、さまざまな困難の中で生活に困窮している方に包括的な支援を行う生活困窮者自立支援制度が実施されています。

また、大きな問題となっている子どもの貧困問題については、令和元（2019）年に「改正子どもの貧困対策法」が成立し、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として「子どもの貧困対策計画」の策定を市町村において努力義務として位置付けています。本市では、各小中学校に配置しているスクール・ソーシャル・ワーカー^{※1}を活用して、困難な状況にある児童・生徒の早期発見に努めるとともに、市と関係機関が連携して問題の解決に向けて取り組むなど、重層的な支援体制の整備に努めていきます。

(4) 災害時における人権問題

平成23（2011）年3月11日に発生した「東日本大震災」では、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。

地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、周辺住民は避難生活を余儀なくされ、原発事故の避難者は、その避難先においても風評により差別的取扱いを受ける等、人権に関わる深刻な問題も発生しています。

また、集中豪雨や台風等による自然災害においても、近年、全国的に大規模化、広域化、長期化する傾向にあります。

このような大規模災害時に、避難生活でプライバシーが守られなかったことや、避難生活の長期化によるストレスに伴う嫌がらせや諍（いさか）いの発生、デマ・風評等の拡散、支援や被災状況等の必要な情報が行き届きにくい等の問題が発生しました。また、要支援者（障がいのある人・高齢者・乳幼児・妊産婦等）や外国人に対して、十分な配慮や支援等の情報が行き届かないという問題や、障がい児等のいる家庭が避難所へ行くことができず、被災した家屋での生活や車中泊を余儀なくされた事例などもありました。

本市における直近の大規模災害を振り返ってみると、平成24（2012）年7月に発生した九州北部豪雨（竹田市豪雨災害）では、20日間にわたり、また熊本県を震源地とする平成28（2016）年4月の熊本地震では、市内においても13日間にわたり避難所を開設しました。

このような緊急時においても、市民の安全とともにプライバシーをはじめとした人権もともに遵守できるよう、事前の準備・対応が求められています。

※1：スクール・ソーシャル・ワーカー

教育及び社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対して多様な支援方法を用いて課題解決への対応を行う専門職。

第4章 人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発には、人々が様々な人権問題に対する知識を身につけ、社会のあらゆる場で人権尊重の意識が根つき、人権の大切さについて共通の認識を育てるという目的があります。

本市は、これまで「竹田市部落差別等あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例」及び「竹田市人権教育・啓発基本計画」等をもとに、「部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権擁護を図り、もって差別のない平和で明るくやさしい地域社会の実現に寄与すること」を目的として、人権教育・啓発の推進に努めてきました。今後も、行政、保育園・幼稚園、学校、企業、各種団体、市民等が連携して、人権教育・啓発の充実に努めます。

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

(1) 就学前における人権教育・啓発

幼児期においては、子どもたちの人権感覚の芽生えを育み、一人ひとりの違いを認め合い、その違いを個性として尊重すること等を理解させることが重要です。

本市では、一人ひとりの理解を深め、自然体験や社会体験、地域の人々との交流等豊かな体験活動を通して、幼児の主体的な活動を確保するとともに、集団との関わりの中で人との違いに気づき、思いやりの心や生命を尊重する心等を養っていくことに努めます。

保育所等に関しては、事業所にかかわらず、同じ市の子どもとして人権教育を推進します。

また、職員の言動が子どもの人格形成に大きな影響を与えることから、専門職としてのスキルアップを図り、豊かな人権意識を備えた指導力が身につくよう研修等の充実に努め、就学前教育の推進を図ります。

具体的な取り組み

- ①幼稚園や保育園で、栽培活動や飼育活動といった特色ある活動を実施し、乳幼児期から命や人権について考える機会を創出します。
- ②高齢者福祉施設の訪問や地域の老人クラブとの交流事業を通して、相手を思いやる気持ちや命をはぐくむ気持ちを養うことができるように努めます。
- ③教育課程研究を基に、保育研究や教師の役割、子どもや保護者対応について、職員間で共通理解し、保育実践に取り組みます。
- ④日々の園生活において、教師や友達など様々な人々と関わる中で、愛情や信頼感を育てることができるよう、人権教育の視点（自分と友だちの違いに気づき、認めて楽しくあそぶ等）を明確にして、教育課程の編成や改善に努めます。

(2) 学校における人権教育・啓発

子どもたち一人ひとりがお互いに違いを認め、相手を尊重し、それぞれの個性や可能性を發揮して自己実現を図りながら、互いに信頼し合い、共感し合って温かい人間関係をつくる教育活動を展開することが重要です。

学校教育には、教育を受けるという子どもの権利を保障するとともに、子どもの心身の発達に応じて、時代や社会の変化に対応し、たくましく生きることができる力を育成する、生涯学習の基礎教育としての役割が求められています。また、子どもたち一人ひとりの人権が守られた環境の中で、その発達段階や理解度に応じ、多様性の尊重に配慮した、人権尊重の意識を高めるための学習機会の充実を図ることが重要です。

本市では、仲間を信頼し支え合える学級集団・学年集団をつくるために、「人権が尊重される人間関係づくり」や「環境づくり」を大切にする教育活動の推進ができるよう指導・助言に努めており、「人権尊重の視点に立った学校づくり」のさらなる推進を図ります。

具体的な取り組み

- ①児童・生徒の実態調査を踏まえて策定した、各学校の「人権教育全体計画」に沿って、全教職員が組織的・計画的に人権教育推進の取り組みを行います。
- ②学習指導方法の工夫・改善により、人権教育の内容の充実を図ります。また、様々な活動へ参加するなど、交流機会の創出に努めます。
- ③教職員の研修内容の充実や実施方法の改善に努めるとともに、学校の実態に応じた効果的な研修を実施します。

(3) 家庭における人権教育・啓発

家庭はすべての教育の出発点と言われます。これは、子どもが基本的な生活習慣を身に付け、豊かな感性や情操を育み、思いやりや生命を大切にする心、善悪の判断等人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担う場であるからです。

しかし、近年の少子化・核家族化等の社会情勢の変化に伴って、家庭における教育機能の低下が指摘されています。そして、その中で起こる過保護・過干渉・放任・虐待等の問題や子育ての孤立化に起因する親の不安やストレスが子どもの心理に大きな影響を与えています。

家庭における人権教育を進めるためには、保護者等が偏見を持たずに差別しないこと等を日常的に子どもに示していくことが重要であることから、保育所等と行政が連携し、園児とその保護者、地域住民を対象とした研修会や学校とPTA等が連携した研修会等を実施し、保護者等への学習機会の充実や情報提供等、家庭教育の支援の充実を図ります。

具体的な取り組み

- ①子育て世代に向けて身近で分かり易いテーマの選定に努めるとともに、時間帯及び場所なども考慮して学習機会を提供し、家庭における教育力の向上や幼児の健全育成を図ります。
- ②子育て学習会などの場で、孫をもつ祖父母に参加を呼びかけ、子どもたちや親たちの現状を知ることにより、人生の先輩として間接的な支援を推進します。
- ③家庭教育学級などの内容の充実を図るとともに、子どもの主体性や社会性を育む活動支援に努めます。
- ④人権に関する動向や問題等について、様々な機会を活用して、保護者に向けた周知・啓発に努めます。

(4) 地域社会における人権教育・啓発

全ての市民が、お互いの立場や気持ちに共感できる地域社会づくりを進め、日常生活のあらゆる場面で人権に配慮した行動ができ、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される社会の実現を目指すために、人権教育を推進していく必要があります。

本市では、これまで実施してきた人権教育の推進により、市民の人権問題に対する理解と認識は深まってはいるものの、なお十分とはいえません。

地域公民館等での出前講座や、自治会、老人会といった各種団体の集まりを利用して研修を行うといった参加しやすい学習の場を設けるなど、人権教育環境の充実を図るとともに、それぞれの市民が学習した内容を周囲へ広めていくことができる、人権を尊重した地域社会づくりを推進します。

具体的な取り組み

- ①市が主催する人権講演会等への参加を働きかけ、地域で人権尊重の機運を醸成することを推進します。
- ②地域住民や各種団体を対象とした人権講演会等を開催し、部落差別問題をはじめ、高齢者や障がい者など身近な人権問題について周知・啓発に努めます。



(5) 企業における人権教育・啓発

企業は、すべての人々の就職の機会均等を保障した公正な採用選考を実施するとともに、配置、賃金、昇格等あらゆる面で、人権が尊重される働きやすい職場づくりが求められています。企業活動における差別事象はもちろんのこと、企業内における差別発言やセクシュアルハラスメント等の人権侵害をなくし、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることは、企業における社会的な責任となっています。

性別、年齢、国籍等の違いや障がいの有無等による、雇用の場での採用時や賃金・昇進等の格差、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等の人権侵害の防止と解消、仕事と家庭が両立できる環境づくり等のために、企業・団体等と連携を図りながら、人権教育環境の充実を図ります。

具体的な取り組み

- ①「差別をなくす運動月間」や「人権週間」についてのポスターの掲示、チラシの配布等の協力要請を行います。
- ②企業等が開催する研修会等に、ビデオや図書の資料提供を行います。
- ③商工会議所、商工会、建設業協会等へ人権啓発を推進します。
- ④企業等から参画している市人権啓発推進協議会の委員を通じて、自主的な研修の開催を呼びかけます。

2 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

(1) 市職員

公務員は、全体の奉仕者として、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする憲法を尊重し擁護するという責務を有しています。

公務員一人ひとりが、基本的人権の尊重を理解し、様々な人権問題についての見識を深め、あらゆる差別や偏見といった人権侵害から市民を守り、その解消に努めなければなりません。

市民の生命や身体、財産等の保護を職務とする消防職員や業務を通じて市民と接する行政職員は、高い人権意識を持って住民とかかわることが求められることから、職員を対象に人権に関する研修機会の充実を図るとともに、その知識と能力の向上を促します。

そのため、市主催の人権講演会や人権研修指導者養成講座といった研修会へ積極的に参加し、率先して人権問題の解決を図るべき立場にあるという自覚を持ち、人権教育・啓発の推進に努めます。

具体的な取り組み

- ①すべての職員が、人権問題を正しく認識したうえで、それぞれの職員に応じたきめ細かい人権感覚を身につけ、日常の職務に活かすとともに、必要に応じ工夫、改善できるように、人権問題に関する総合的な研修を積極的に実施します。
- ②職員研修の中に人権・部落差別問題に関する研修会を開催し、全職員の人権・部落差別問題に対する理解を深めます。

(2) 教職員

教職員・保育士等は、子どもたちの人格形成に大きな影響を与える立場にあり、その発達の段階に応じた人権教育を実践していくという重要な役割を担っています。

そのため、人権問題についての正しい知識と理解を深め、意欲と指導力が向上されるよう、人権についてのより高度な研修機会の充実を図ります。また、家庭、学校や子育て支援機関、地域社会との連携や交流の機会の充実を促します。

具体的な取り組み

- ①県教育委員会主催の人権教育研修への積極的な参加とともに、竹田人権・部落差別解消教育研究会主催による研究大会（授業研究を中心とする）の開催及び各学校の人権教育担当者の研修会を実施します。
- ②教職員を対象に部落差別問題についての理解を深めるため、各種講演会・研修会に積極的に参加し、教職員に向けた教材等を基に、それぞれの職場において研修会を実施します。
- ③すべての学校に人権教育主任を配置し、県教委の人権教育主任研修や、竹田人権・部落差別解消教育研究会による研究委員会へ積極的に参加します。
- ④教職員の研修内容の充実や実施方法の改善に努めるとともに、学校の実態に応じた効果的な研修を実施します。（再掲）

(3) 福祉・保健関係者

子ども、高齢者、障がいのある人等と接する機会の多い福祉・保健関係者は、利用者にとって身近な相談相手であり、虐待やDV等を発見したり、貧困等により生活上の困難を抱える人の相談を受けたりすることがあることから、公平・公正な対応や、個人のプライバシーの保護や人権の尊重に対する深い理解と配慮に基づく対応が求められます。

そのため、人権に関する研修の実施等により、福祉・保健関係者の人権意識の高揚を図るような取組の支援や、必要な情報提供に努めます。

具体的な取り組み

- ①介護保険サービス従事者が人権尊重の視点に基づいた支援が行えるよう、介護保険事業者連絡会等において、資質向上を図るための研修を行います。
- ②人権を尊重した認知症ケアのあり方について関係者の理解を深め、市民への啓発に努めます。
- ③入所者の人権を守るため、福祉サービス第三者委員（民生委員）による処遇等についての検討会を開催します。
- ④幼児期からの人権意識の醸成を図るため、市内の教育・保育施設を中心に関係団体で構成する「竹田市人権・部落差別解消保育連絡会」との連携を推進します。

（４）医療関係者

医療現場においては、患者への対応、患者の個人情報保護、患者等に対する医療情報の適切な開示等、患者の人権に対する深い理解と認識が求められ、人権意識をより一層身に付ける必要があります。

そのため、医療関係者に対し、人権意識を一層向上させるための情報の提供、支援に努めます。

具体的な取り組み

- ①医療従事者の各種会議等において、人権尊重の視点に立った取り組みへの啓発に努めます。
- ②医療従事者や健康づくり事業関係者に向けて、それぞれの主体における人権に関する研修の実施に向けた働きかけを行います。

（５）議員・農業委員など

地域の住民から公選により選出された議員や農業委員などの公職にある者は、地域住民の代表者であり、その人の言葉や行動は大きな影響力を伴います。このため、人権尊重の視点に立った行動が望まれます。

具体的な取り組み

- ①講師による人権・部落差別問題についての研修会を開催し、理解を深めるとともに、活動を通じて市民への啓発に努めます。
- ②人権啓発イベントへ参加するよう積極的に働きかけます。
- ③議員・農業委員・男女共同参画推進委員・啓発推進協議会委員等に向けて講演会等の案内文章を送付するなど、積極的な講演会等への参加を呼びかけます。

3 人権教育・啓発の効果的な推進に向けた体制整備

(1) 学習の場の提供と内容の充実

本市においては、地域における生涯学習施設として、19の公民館・分館が設置されており、身近な学習の場として大きな役割を担い、広範な学習活動が展開されています。今後も公民館を人権に関する市民の学習の場として、積極的に提供していきます。

また、人権に対する意識・学習ニーズの変化や多様化に対応する学習内容の充実に努めます。

具体的な取り組み

- ①身近な場所で学習することができるよう、企業等が行う研修会に講師を派遣します。
- ②公民館分館を活用した、人権に関する多様な学習機会の創出に努めます。
- ③市民を対象にした講演会等について、内容の創意工夫に努めます。また、講演会等の成果を踏まえた学習内容の工夫・改善に努めます。
- ④各種講演会やイベントに市民の参加を呼びかけるとともに、広報紙、チラシを通じて人権教育についての啓発を行い、ビデオ及び啓発図書の有効活用を促進します。
- ⑤各種講演会やイベントに広く市民に参加してもらえよう、意識調査のアンケートを軸にテーマや周知・啓発の内容や手段を検討します。

(2) 人材の育成

あらゆる学習の場において、人権教育・啓発を推進するためには、人権に関する研修や教育を実施することができる人材を育成していくことが必要です。様々な場において人権教育・啓発活動が実施できるように、広く市民に学習機会を提供し、人権について幅広い知識を持った人材を確保することが重要です。

具体的な取り組み

- ①市民を対象とした人権学習学級を開催し、人権問題に関する認識を深めます。
- ②PTAを対象とする人権研修会等の開催を支援し、人権啓発活動に積極的に取り組みます。

(3) 教材の整備

人権教育及び人権啓発を促進するにあたっては効果的な教材も必要となります。これまでも視聴覚教材や人権冊子などの教材を整備してきましたが、今後も、これらの教材を含め、人権に関する教材を人権尊重という視点で見直し、様々な人権課題に対応した教材の整備を進め、一層の活用を図っていくことが必要です。

具体的な取り組み

- ①専門講師がいなくても学習できるように、本市や関係機関が作成した各種人権に関する啓発冊子、パンフレット、リーフレットや啓発映画ビデオ、図書などを整備し教材として活用します。
- ②就学前教育機関においては、保育の環境に留意しながら、成長・発達経過を把握し、それに応じた教材を整備します。
- ③学校教育において人権読本、男女平等教育副読本など、身近なことを題材にし、児童・生徒の関心や意欲を引き出せるような効果的な教材を、それぞれの発達段階に応じて整備活用します。

(4) 連携体制の整備

人権問題が複雑化・多様化している中、あらゆる人権問題の解決を図るためには、個別分野におけるそれぞれの計画に基づき施策を推進していただくだけでなく、個別分野ごとの人権問題相互の関連性なども視野に入れた総合的な取り組みが求められています。

具体的な取り組み

- ①個別分野ごとの人権問題相互の関連性を視野に入れた庁内の各部署が、緊密な連携のもとで推進出来るよう調整を図ります。
- ②人権に関する市民団体や各種の団体及び専門知識を有する人権問題講師、人権擁護委員等とのネットワークづくりを推進します。

(5) 相談支援体制の充実

相談支援は、人権問題に直面している市民を救済する第一歩となり、重要な役割を担っています。市民がスムーズに支援を受けられるように、相談窓口の周知及び支援体制の充実が求められています。

具体的な取り組み

- ①市民がいつでも安心して相談できるよう、利用しやすい相談窓口の整備に取り組むとともに、市職員の対応能力向上に努めます。
- ②人権に関するあらゆる相談に対応できるよう、人権擁護委員や竹田市社会福祉協議会等が実施する各種相談会との緊密な連携・協力を図り、迅速かつ的確に対応できる体制づくりに取り組みます。

第5章 計画の推進体制

1 推進体制

人権教育を広く市民の間に浸透させ、より効果的な人権啓発を行うため、本計画の趣旨等について、様々な機会において周知を図っていく必要があります。

本計画を総合的かつ効果的に推進し、市民の人権尊重意識の高揚をさらに図っていくため、竹田市人権教育・啓発推進本部のもと全庁的に取組を推進します。

また、「竹田市部落差別等あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例」及び関係する市の個別計画との連携を図り、効果的に施策を展開します。

2 連携体制の強化

人権問題は複数の要因が絡み合い、さらに新たな問題が生まれるなど、絶えず複雑化・多様化しています。このような人権問題に対応するため、個別の人権問題に限らず、全市に向けた総合的で効果的な対応も求められます。

本計画の推進にあたっては、庁内関係各課のみならず、国及び県をはじめ、人権に関わる民間団体や関係機関、地域における各種団体、市内の企業等との連携を更に促進し、市民の人権意識の高揚と安心できる生活の実現を目指します。

3 計画の評価・見直し

本計画においては、人権問題の動向は目まぐるしく変化している状況であることと、本計画が計画期間を定めない計画であるという点を考慮して、計画の進捗状況に関する定期的な点検や調査を実施します。

また、社会情勢や法整備の動向も併せて検討し、必要な場合には、計画内容の追記及び修正を検討します。



資料編

人権関係法令等の動向

年	国連	国	大分県及び竹田市
1924年 (大正13年)	児童の権利に関するジュネーブ宣言		
1947年 (昭和22年)		日本国憲法	
1948年 (昭和23年)	世界人権宣言		
1951年 (昭和26年)		児童憲章	
1959年 (昭和34年)	児童の権利に関する宣言		
1960年 (昭和35年)		同和対策審議会設置法	
1965年 (昭和40年)	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (人種差別撤廃条約)	同和対策審議会の答申	
1966年 (昭和41年)	国際人権規約		青少年の健全な育成に関する条例
1969年 (昭和44年)		同和対策事業特別措置法	
1971年 (昭和46年)	知的障害者の権利宣言		
1973年 (昭和48年)			大分県障害者施策推進協議会条例
1975年 (昭和50年)	障害者の権利宣言		
1979年 (昭和54年)	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)	国際人権規約 批准	
1980年 (昭和55年)		犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 (犯罪被害者等給付金支給法)	
1982年 (昭和57年)	国連・障害者の10年 (昭和58年～平成4年)	障害者対策に関する長期計画 (昭和57年から10年間)	
		地域改善対策特別措置法	
1985年 (昭和60年)	犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言	女子差別撤廃条約 批准	
1986年 (昭和61年)		雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法)	
1987年 (昭和62年)		地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	

年	国 連	国	大分県及び竹田市
		(地対財特法)	
1989年 (平成元年)	児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約、 平成6年に日本批准)		
1993年 (平成5年)		障害者基本法 (旧「心身障害者対策基本法」を改定、平成16年改訂) 障害者対策に関する新長期計画 (平成5年から10年間)	
1995年 (平成7年)	人権教育のための国連10年 (平成7年～平成16年、 平成6年決議)	高齢社会対策基本法 障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略	大分県福祉のまちづくり 条例
1996年 (平成8年)		地域改善対策協議会意見具申 男女共同参画2000年プラン —男女共同参画社会の形成の促進に 関する平成12年度までの国内行動 計画— 高齢社会対策大綱 らい予防法の廃止に関する法律	
1997年 (平成9年)		人権の擁護に関する施策を推進する ための法律 (人権擁護施策推進法) 「人権教育のための国連10年」に 関する国内行動計画	
1999年 (平成11年)		感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律 男女共同参画社会基本法 児童買春、児童ポルノに係る行為等の 処罰及び児童の保護等に関する法律	
2000年 (平成12年)		児童虐待の防止等に関する法律 ストーカー行為等の規制等に関する 法律 人権教育及び人権啓発の推進に関す る法律 (人権教育・啓発推進法) 男女共同参画基本計画	大分県情報公開条例
2001年 (平成13年)		ハンセン病療養所入所者等に対する 補償金の支給等に関する法律 配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護に関する法律 新しい「高齢社会対策大綱」	大分県個人情報保護条例

年	国 連	国	大分県及び竹田市
2002年 (平成14年)		人権教育・啓発に関する基本計画	大分県男女共同参画推進 条例
		特定電気通信役務提供者の損害賠償 責任の制限及び発信者情報の開示に 関する法律 (プロバイダ責任制限法)	
		障害者基本計画(第2次)	
2003年 (平成15年)	人権教育のための世界計画	北朝鮮当局によって拉致された被害 者等の支援に関する法律	
		個人情報の保護に関する法律	
2004年 (平成16年)		性同一性障害者の性別の取扱いの特 例に関する法律 (性同一性障害者特例法)	大分県安全・安心まちづ くり条例
2005年 (平成17年)		犯罪被害者等基本法	大分県犯罪被害者等支援 条例
		第2次男女共同参画基本計画	竹田市部落差別等あらゆ る差別をなくし人権を擁 護する条例(竹田市)
		犯罪被害者等基本計画(第1次)	竹田市人権擁護審議会規 則制定(竹田市)
			竹田市情報公開条例 (竹田市)
2006年 (平成18年)	障害者の権利に関する条約 (障害者権利条約)	地域における多文化共生推進プラン	竹田市人権教育・啓発推 進本部設置要綱制定 (竹田市)
		高齢者虐待の防止、高齢者の養護者 に対する支援等に関する法律 (高齢者虐待防止法)	
		障害者自立支援法	男女共同参画推進委員会 設置条例(竹田市)
		拉致問題その他北朝鮮当局による人 権侵害問題への対処に関する法律	
2007年 (平成19年)			男女共同参画推進条例 (竹田市)
			男女共同参画プランたけ た(竹田市)
			竹田市人権教育・啓発基本 計画(竹田市)
2009年 (平成21年)		水俣病被害者の救済及び水俣病問題 の解決に関する特別措置法	竹田市人権教育・啓発基本 計画実施計画(竹田市)
		ハンセン病問題の解決の促進に関す る法律	
2010年 (平成22年)		第3次男女共同参画基本計画	
2011年 (平成23年)		第2次犯罪被害者等基本計画	

年	国 連	国	大分県及び竹田市
2012年 (平成24年)		人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
2013年 (平成25年)		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)	
		いじめ防止対策推進法	
		障害者基本計画(第3次)	
2014年 (平成26年)		子どもの貧困対策の推進に関する法律 (子どもの貧困対策法)	
		私的性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律	
2015年 (平成27年)		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)	竹田市特定個人情報保護条例(竹田市)
		第4次男女共同参画基本計画	
2016年 (平成28年)		第3次犯罪被害者等基本計画	
		障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)	
		本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消法)	
		部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消推進法)	
2017年 (平成29年)		児童福祉法等の一部を改正する法律	第2次男女共同参画プランたけた(竹田市)
2018年 (平成30年)			竹田市犯罪被害者等支援条例
2019年 (令和元年)			竹田市インターネット上の差別表現等の流布事案の監視対応実施要領制定(竹田市)
			竹田市行政組織条例の改正に伴い、人権・部落差別解消推進課へ課名変更(竹田市)
			竹田市部落差別等あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例改正(竹田市)

※国の法律については、施行年で分類しています

竹田市部落差別等あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例

平成 17 年 4 月 1 日

条例第 136 号

市及び市民は、「すべての人間はいかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する」とした世界人権宣言並びに「すべての国民に基本的人権の享有を保障し法の下での平等」を定める日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成 28 年法律第 109 号)をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、普遍的な視点から積極的に人権の擁護に努めなければならない。同時にそれは、すべての人々の不断の努力によって達成されることを改めて自覚するものである。そして、これまで進めてきた諸施策の成果を踏まえ、国県及び市が一体となり、市民共通の認識のもとに、部落差別をはじめとするあらゆる差別を早急になくすべく、ここに新たな自覚と決意のもとに、人権擁護思想の推進を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権擁護を図り、もって差別のない平和で明るくやさしい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

2 市は、前項の施策の推進のために、国、他の地方公共団体及び関係団体との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(令元条例 40・一部改正)

(市民の責務)

第 3 条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないように努めなければならない。

(相談体制の充実)

第 4 条 市は、部落差別をはじめとするあらゆる差別に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実に努めるものとする。

(令元条例 40・全改)

(教育及び啓発)

第 5 条 市は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすため、必要な教育及び啓発活動の推進に努めるものとする。

(令元条例 40・追加)

(実態調査等)

第 6 条 市は、第 2 条に規定する施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

(令元条例 40・追加)

(審議会)

第7条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策の推進に関する重要事項を審議するため、竹田市人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

(令元条例40・旧第5条線下)

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

竹田市男女共同参画推進条例

平成 19 年 3 月 27 日
条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (4) 事業者等 事業者及びその他の民間団体で、市内において活動するものをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動(以下この号において「性的な言動」という。)により個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して当該個人に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又は男女の親密な関係にある者若しくはあつた者に対する身体的、精神的、経済的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会のあらゆる分野における活動の選択に関して、男女が、制度又は慣行により差別されないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又事業所等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動に関し家族の一員として相互に協力し、当該家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動との両立を図ることができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、その推進は、国際的協調の下に行われなければならないこと。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第 6 条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組み、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動

と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に情報を表示する場合の配慮)

第8条 何人も、公衆に情報を表示する場合は、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを助長し、又は是認する表現を用いないよう努めなければならない。

(男女共同参画基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、竹田市男女共同参画推進委員会に諮問しなければならない。

4 市長は、男女共同参画基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(政策の立案及び決定の過程への男女共同参画)

第10条 市は、積極的改善措置として、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

(1) 市における政策の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に推進すること。

(2) 事業者等における方針の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に推進するため、当該事業者等に対し、助言、情報の提供その他の必要な支援を行うこと。

(市民及び事業者等の理解を深めるための措置)

第11条 市は、市民及び事業者等に対し、広報活動等を通じて、基本理念に関する理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な実施のため、必要な情報の収集及び分析その他の調査研究を行うものとする。

(教育及び学習の充実)

第13条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市民及びその団体への支援)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民及びその団体に対し、当該活動に係る助言、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第15条 市は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動とその他の活動とを両立して行うことができるように、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者等に対する支援等)

第16条 市は、事業者等に対し、その雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保に関する自主的な取組を促進するため、助言、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、男女共同参画の推進に関する状況について報告を

求めることができる。

(市民及び事業者等からの申出等)

第 17 条 市長は、市民及び事業者等から、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に係る苦情の申出、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に係る相談又は男女共同参画の推進に必要と認められる意見等の申出があった場合は、適切な処理に努めるものとする。

(実施状況等の公表)

第 18 条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表しなければならない。

(竹田市男女共同参画推進委員会)

第 19 条 第 9 条第 3 項に規定する竹田市男女共同参画推進委員会の設置並びに必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(竹田市男女共同参画推進委員会設置条例の一部改正)

2 竹田市男女共同参画推進委員会設置条例(平成 18 年竹田市条例第 42 号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

(経過措置)

3 この条例の施行前までに行われた第 9 条第 3 項の規定による諮問は、この条例による改正前の竹田市男女共同参画推進委員会設置条例第 2 条第 1 号の規定により行われたものとみなす。

竹田市犯罪被害者等支援条例

平成 30 年 3 月 26 日

条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者及び市内において事業活動を行っているものをいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、国、県、犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものと相互に連携を図るものとする。

(市民等の責務)

第 5 条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第 6 条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第7条 市は、犯罪被害者等に対して、経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講じるものとする。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(啓発)

第10条 市は、犯罪被害者等の支援等について市民等の理解を深めるため、啓発に努めるものとする。

(支援の制限)

第11条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき、その他支援を行うことが社会通念上適切でないと思われるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(その他)

第12条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

竹田市人権擁護審議会規則

平成 17 年 4 月 1 日
規則第 98 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、竹田市部落差別等あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例(平成 17 年竹田市条例第 136 号)第 7 条第 2 項の規定に基づき、竹田市人権擁護審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(令元規則 26・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について審議し、市長に意見を具申する。

- (1) 人権を擁護するために必要な施策の推進に関する重要事項
- (2) 条例の改廃
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、必要な事項に関する事。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員 2 人以内
 - (2) 識見を有する者 3 人以内
 - (3) 各種団体の代表 8 人以内
 - (4) 教育委員会代表 1 人
 - (5) 副市長 1 人
- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- (平 19 規則 10・一部改正)

(役員)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、人権・部落差別解消推進課において処理する。

(平 19 規則 10・平 31 規則 14・一部改正)

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 10 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年規則第 14 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年規則第 26 号)

この規則は、公布の日から施行する。

竹田市人権教育・啓発推進本部設置要綱

平成 18 年 10 月 1 日
訓令甲第 15 号

(設置)

第 1 条 本市における人権教育(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成 12 年法律第 147 号。以下「法」という。)第 2 条に規定する人権教育をいう。以下同じ。)及び人権啓発(法第 2 条に規定する人権啓発をいう。以下同じ。)に係る施策を総合的かつ効果的に推進するため、竹田市人権教育・啓発推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人権教育及び人権啓発の推進に係る計画に関すること。
- (2) 人権教育及び人権啓発の推進に係る施策に関すること。
- (3) 人権教育及び人権啓発の推進に係る施策についての各課との連絡調整に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、推進本部の設置の目的を達成するため、市長が必要と認める事項(平 21 訓令甲 33・一部改正)

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。(平 19 訓令甲 10・一部改正)

(職務)

第 4 条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

(推進本部の会議)

第 5 条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者を前項の会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第 6 条 推進本部が具体的に調査及び研究を行うにあたり、必要な実務作業及び指示事項を処理するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織し、別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、その議長となる。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。(平 28 告示 21・一部改正)

(庶務)

第 7 条 推進本部の庶務は、人権・部落差別解消推進課において処理する。

(平 19 訓令甲 10・平 21 訓令甲 33・平 31 訓令甲 2・一部改正)

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 10 月 13 日から施行する。

附 則(平成 19 年訓令甲第 10 号)
この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年訓令甲第 33 号)
この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年訓令甲第 39 号)
この訓令は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年訓令甲第 13 号)
この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年訓令甲第 2 号)
この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年訓令甲第 7 号)
この訓令は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年訓令甲第 16 号)
この要綱は、公示の日から施行する。

附 則(平成 28 年告示第 21 号)
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年告示第 6 号)
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年訓令甲第 2 号)
この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年訓令甲第 2 号)
この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

(平 21 訓令甲 33・全改、平 22 訓令甲 13・平 24 訓令甲 2・平 25 訓令甲 7・平 27 訓令甲 16・平 28 告示 21・平 29 告示 6・平 31 訓令甲 2・一部改正)

本部員 総務課長

〃 企画情報課長

〃 財政課長

〃 税務課長

〃 市民課長

〃 保険健康課長

〃 人権・部落差別解消推進課長

〃 社会福祉課長

〃 高齢者福祉課長

〃 農政課長

〃 農林整備課長

〃 商工観光課長

〃 建設課長

〃 上下水道課長

〃 会計課長

〃 荻支所長

- 〃 久住支所長
- 〃 直入支所長
- 〃 教育委員会教育総務課長
- 〃 教育委員会学校教育課長
- 〃 教育委員会生涯学習課長
- 〃 教育委員会まちづくり文化財課長
- 〃 教育委員会竹田中央学校給食共同調理場長
- 〃 議会事務局長
- 〃 選挙管理委員会事務局長
- 〃 農業委員会事務局長
- 〃 監査事務局長
- 〃 消防長

別表第2(第6条関係)

(平21訓令甲39・全改、平22訓令甲13・平24訓令甲2・平27訓令甲16・平28告示21・平31訓令甲2・令2訓令甲2・一部改正)

幹事長 人権・部落差別解消推進課長

副幹事長 教育委員会生涯学習課長

幹事 総務課長

- 〃 企画情報課長
- 〃 市民課長
- 〃 保険健康課長
- 〃 社会福祉課長
- 〃 教育委員会教育総務課長
- 〃 教育委員会学校教育課長
- 〃 荻支所長
- 〃 久住支所長
- 〃 直入支所長
- 〃 消防本部庶務課長

日本国憲法(抜粋)

公布：昭和21年11月3日

施行：昭和22年 5月3日

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第三章 国民の権利及び義務

【基本的人権の享有】

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

【自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止】

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

【法の下での平等、貴族の禁止、栄典】

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

【公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙・秘密投票の保障】

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

【請願権】

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

【奴隸的拘束及び苦役からの自由】

第十八条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

【思想及び良心の自由】

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

【信教の自由】

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

【集会・結社・表現の自由、通信の秘密】

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

【居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由】

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

【学問の自由】

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

【生存権、国の生存権保障義務】

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

【教育を受ける権利、教育の義務】

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

【労働の権利及び義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止】

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

【労働者の団結権】

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

【財産権の保障】

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

【納税の義務】

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

【法定の手続きの保障】

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

【裁判を受ける権利】

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

【逮捕の要件】

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

【抑留・拘禁の要件、不法拘禁に対する保障】

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

【住居の不可侵】

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

(略)

第十章 最高法規

【基本的人権の本質】

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

世界人権宣言

1948年第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもたら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日法律第147号

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵かん養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(通称:障害者差別解消法・抜粋)

平成二十五年法律第六十五号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

(通称:ヘイトスピーチ解消法)

平成28年法律第68号

前文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽せん動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律(通称:部落差別解消推進法)

平成28年法律第109号

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【衆議院 法務委員会 (平成28年11月16日)】

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

右決議する。

【参議院 法務委員会 (平成 28 年 12 月 8 日)】
部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

右決議する。

同和対策審議会答申(抜粋)

昭和 40 年 8 月 11 日

内閣総理大臣
佐藤 栄作 殿

同和対策審議会
会長 木村 忠二郎

昭和 36 年 12 月 7 日総審第 194 号をもって、諮問のあった「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について審議した結果、別紙のとおり答申する。

前文

昭和 36 年 12 月 7 日内閣総理大臣は本審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問された。いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探求に努力した。その間、審議会は問題の重要性にかんがみ存置期限を二度にわたって延長し、同和地区の実情把握のために全国および特定の地区の実態の調査も行った。その結果は附属報告書のとおりきわめて憂慮すべき状態にあり、関係地区住民の経済状態、生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識したのである。

したがって、審議もきわめて慎重であり、総会を開くこと 42 回、部会 121 回、小委員会 21 回におよんだ。

しかしながら、現在の段階で対策のすべてにわたって具体的に答申することは困難である。しかし、問題の解決は焦眉の急を要するものであり、いたずらに日を重ねることは許されない状態にあるので、以下の結論をもってその諮問に答えることとした。

時あたかも政府は社会開発の基本方針をうち出し、高度経済成長に伴う社会経済の大きな変動がみられようとしている。これと同時に人間尊重の精神が強調されて、政治、行政の面で新らしく施策が推進されようとする状態にある。まさに同和問題を解決すべき絶好の機会というべきである。

政府においては、本答申の報告を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

第一部 同和問題の認識

1 同和問題の本質

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集団的居住地域から離脱して一般地区に混在するものも多くなってきているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別のあつかいをうけている。集落をつくっている住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など蔑称でよばれ、現在でも「未解放部落」または「部落」などとよばれ、明らかな差別の対象となっているのである。

この「未解放部落」または「同和関係地区」（以下単に「同和地区」という。）の起源や沿革については、人種的起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。しかし、本審議会は、これら同和地区の起源を学問的に究明することを任務とするものではない。ただ、世人の偏見を打破するためにはっきり断言しておかなければならないのは、同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である、ということである。

すなわち、同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別をうける少数集団の問題である。同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。

封建社会の身分制度のもとにおいては、同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業、住居、婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いを受け、人間外のものとして、人格をふみにじられていたのである。しかし明治維新の変革は、同和地区住民にとって大きな歴史的転換の契機となった。すなわち、明治4年8月28日公布された太政官布告第61号により、同和地区住民は、いちおう制度上の身分差別から解放されたのである。この意味において、歴史的な段階としては、同和問題は明治維新以後の近代から解消への過程をたどっているといえる。しかしながら、太政官布告は形式的な解放令にすぎなかった。それは単に蔑称を廃止し、身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣明したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではなかった。いいかえれば、封建社会の身分階層構造の最底辺に圧迫され、非人間的な権利と極端な貧困に陥れられた同和地区住民を、実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行なわれなかった。したがって、明治維新後の社会においても、差別の実態はほとんど変化がなく、同和地区住民は、封建時代とあまり変らない悲惨な状態のもとに絶望的な生活をつづけてきたのである。

その後、大正時代になって、米騒動が勃発した際、各地で多数の同和地区住民がそれに参加した。その後、全国水平社の自主的解放運動がおこり、それを契機によく同和問題の重要性が認識されるにいたった。すなわち、政府は国の予算に新しく地方改善費の名目による地区の環境改善を行なうようになった。しかし、それらの部分的な改善によって同和問題の根本的解決が実現するはずはなく、同和地区住民はいぜんとして、差別の中の貧困の状態におかれてきた。

わが国の産業経済は、「二重構造」といわれる構造的特質をもっている。すなわち、一方には先進国なみの発展した近代的大企業があり、他方には後進国なみの遅れた中小企業や零細経営の農業がある。この二つの領域のあいだには質的な断層があり、頂点の大企業と底辺の零細企業とは大きな格差がある。

なかでも、同和地区の産業経済はその最底辺を形成し、わが国経済の発展からとり残された非近代的部門を形成している。

このような経済構造の特質は、そっくりそのまま社会構造に反映している。すなわち、わが国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格をもっているが、他面では、前近代的な身分社会の性格をもっている。今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている。

また、封建的な身分階層秩序が残存しており、家父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係がみられる。

さらに、また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根づよく生き残っており、特異の精神風土と民族的性格を形成している。

このようなわが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根拠である。

したがって、戦後のわが国の社会状況はめざましい変化を遂げ、政治制度の民主化が前進したのみでなく、経済の高度成長を基底とする社会、経済、文化の近代化が進展したにもかかわらず、同和問題はいぜんとして未解決のまま残り残されているのである。

しかるに、世間の一部の人々は、同和問題は過去の問題であって、今日の民主化、近代化が進んだわが国においてはもはや問題は存在しないと考えている。

けれども、この問題の存在は、主観をこえた客観的事実に基づくものである。

同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない。

したがって、いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しようと、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当でない。また、「寝た子をおこすな」式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない。

実に部落差別は、半封建的な身分的差別であり、わが国の社会に潜在的または顕在的に厳存し、多種多様の形態で発現する。それを分類すれば、心理的差別と実態的差別とにこれを分けることができる。

心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字で封建的身分の賤称をあらわして侮蔑する差別、非合理的な偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である。実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障さ

れず、政治に参与する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの差別であり、このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだって低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化であるとする見方である。

このような心理的差別と実態的差別とは相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。

すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、賤業とされる雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を阻む要因となったのであり、このことは現代社会においても変らないからである。したがって、同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である。

以上の解明によって、部落差別は単なる観念の亡霊ではなく現実の社会に実在することが理解されるであろう。いかなる同和対策も、以上のような問題の認識に立脚しないかぎり、同和問題の根本的解決を実現することはもちろん、個々の行政施策の部分的効果を十分にあげることをも期待しがたいであろう。

2 同和問題の概観（略）

第二部 同和対策の経過（略）

第三部 同和対策の具体案（略）

結 語 同和行政の方向（略）

地域改善対策協議会意見具申

昭和 8 年 5 月 17 日

1 同和問題に関する基本認識

今世紀、人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種や民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21 世紀は「人権の世紀」と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）にも加入し、「人権教育のための国連 10 年」への本格的な取組みも開始された。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、「人権の世紀」である 21 世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。

ひるがえって、我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後 50 年、本格的な対策が始まってからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言えるべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。

昭和 40 年の同和対策審議会答申（同対審答申）は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。そのためには、基本的人権を保障された国民一人一人が、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。

同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。そのような観点から、これまでの成果を土台とし、従来の取組みの反省を踏まえ、未来に向けた新たな方向性を見極めるべき時に差ししかかっていると見えよう。

2 同和問題解決への取組みの経緯と現状（略）

- (1) これまでの経緯
- (2) 現状と課題

3 同和問題解決への展望

- (1) これまでの対策の意義と評価

同対法以来これまで三度にわたる特別法が制定され、四半世紀余にわたって同和地区、同和関係者に対象を限定した特別対策が実施されてきた。同対審答申の当時は、同和地区や同和関係者が事実上一般対策の枠外に置かれていたという状況や、心理的差別と実態的差別の相互作用が差別を再生産しているという悪循環がみられた。この悪循環を断ち切り、生活実態の早急な改善を図るには、迅速な事業の実施と全国的な水準の引上げを図ること等が必要とされ、これらの法律により期間を限って、国が財政上の特別措置を講じることにより、所要の施策の推進に努めてきた。

このような考え方の下に推進されてきた特別対策は、極めて大きな意義をもつものであった。すなわち、物的な生活環境をはじめ様々な面で存在していた較差が大きく改善された。また、これによって物的な生活環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきた。さらに、対策の実施は全国的に進展し、地方公共団体にとって財政的負担が特に大きい物的な基盤整備はおおかた完了したとみられる。これらを総合的に勘案した場合、全般的にみれば、これまでの特別対策は現行法期限内におおむねその目的を達成できるものと考えられる。

これまでの対策は上述のように大きな意義があったが、2 (2) に述べたように深刻な課題が残されているとともに、現時点でみれば反省すべき点も少なくない。事業の実施に当たって周辺地域との一体性を欠いた

り、啓発などのソフト面の取組みが不十分であったことにより、いわゆる「ねたみ意識」が表面化するなど差別意識の解消に逆行するひずみが指摘されてきた。また、これらの特別対策は、施策の適用上、地区や住民を行政が公的に区別して実施されてきたものであり、それが住民の意識に与える影響等、この手法に内在する問題点も指摘されている。

(2) 今後の施策の基本的な方向

特別対策は、事業の実施の緊要性等に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策へ移行することになる。一方、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の背景には様々な要因があり、短期間で集中的に較差を解消することは困難とみられ、ある程度の時間をかけて粘り強く較差解消に努めるべきである。

このようなことから、従来の対策を漫然と継続していたのでは同和問題の早期解決に至ることは困難であり、これまでの特別対策については、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、現行法の期限である平成9年3月末をもって終了することとし、教育、就労、産業等のなお残された課題については、その解決のため、4で述べるような工夫を一般対策に加えつつ対応するという基本姿勢に立つべきである。

本報告に盛り込まれた施策を実現していくため、法的措置の必要性を含め各般の措置について具体的に検討し、これに基づいて、国及び地方公共団体は、基本的人権の尊重と同和問題の一日も早い解決をうたった同対審答申の精神とこれまでの成果を踏まえつつ、それぞれがその責務を自覚し、今後とも一致協力して、これらの課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

同対審答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

4 今後の重点施策の方向（略）

- (1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進
- (2) 人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化
- (3) 地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行
- (4) 今後の施策の適正な推進
- (5) その他

竹田市人権教育・啓発基本計画（改訂版）

発行日：令和3年3月

発行・編集：竹田市 人権・部落差別解消推進課

〒878-8555 大分県竹田市大字会々1650番地

TEL：(0974) 63-4820 FAX：(0974) 63-0995

